

介護給付費単位数等サービスコード表

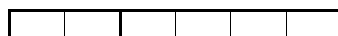
令和元年（2019年）10月施行版

サービス種類コード	サービス種類	頁
	通 則	3
居宅サービス	11 訪問介護	6
	12 訪問入浴介護	11
	13 訪問看護	11
	14 訪問リハビリテーション	12
	31 居宅療養管理指導	12
	15 通所介護	13
	16 通所リハビリテーション	15
	21 短期入所生活介護	19
	22 短期入所療養介護	20
	17 福祉用具貸与	22
43 居宅介護支援	29	
地域密着型サービス	71 夜間対応型訪問介護	22
	76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23
	78 地域密着型通所介護	24
	72 認知症対応型通所介護	25
	73 小規模多機能型居宅介護	27
	77 看護小規模多機能型居宅介護	28
介護予防サービス	62 介護予防訪問入浴介護	34
	63 介護予防訪問看護	34
	64 介護予防訪問リハビリテーション	35
	34 介護予防居宅療養管理指導	35
	66 介護予防通所リハビリテーション	36
	24 介護予防短期入所生活介護	37
	25 介護予防短期入所療養介護	38
	67 介護予防福祉用具貸与	40
46 介護予防支援	40	
地域密着型介護予防サービス	74 介護予防認知症対応型通所介護	39
	75 介護予防小規模多機能型居宅介護	40
札幌市総合事業	A2 札幌市訪問型サービス（独自）	41
	A6 札幌市通所型サービス（独自）	42

※次のサービスは、掲載していません。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 33 特定施設入居者生活介護、 | 27 特定施設入所者生活介護（短期利用）、 |
| 68 小規模多機能型居宅介護（短期利用）、 | 32 認知症対応型共同生活介護、 |
| 38 認知症対応型共同生活介護（短期利用）、 | 36 地域密着型特定施設入居者生活介護、 |
| 28 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、 | 54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 |
| 79 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）、 | 69 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、 |
| 37 介護予防認知症対応型共同生活介護、 | 39 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、 |
| 35 介護予防特定施設入居者生活介護、 | |
| 51 介護福祉施設、 | |
| 52 介護老人保健施設、 | |
| 55 介護医療院 | |

※ サービスコードの構成



←本資料では、サービス名の左にサービス種類コードを記載

サービス種類コード サービス項目コード

※ 「介護給付費単位数等サービスコード表」は、介護給付費明細書及びサービス利用票等で記載するサービスコード及びサービス内容略称を規定したものです。

サービスコードは、サービス種類コードとサービス項目コードから構成される桁のコードです。

地域単価 札幌市：7級地		
11 訪問介護 12 訪問入浴介護 13 訪問看護 43 居宅介護支援 71 夜間対応型訪問介護 76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61 介護予防訪問介護 62 介護予防訪問入浴介護 63 介護予防訪問看護 46 介護予防支援	10.21 円
14 訪問リハビリテーション 16 通所リハビリテーション 21 短期入所生活介護 72 認知症対応型通所介護 73 小規模多機能型居宅介護 77 看護小規模多機能型居宅介護	64 介護予防訪問リハビリテーション 66 介護予防通所リハビリテーション 24 介護予防短期入所生活介護 74 介護予防認知症対応型通所介護 75 介護予防小規模多機能型居宅介護	10.17 円
15 通所介護 22 短期入所療養介護 78 地域密着型通所介護	65 介護予防通所介護 25 介護予防短期入所療養介護	10.14 円
17 福祉用具貸与 31 居宅療養管理指導	67 介護予防福祉用具貸与 34 介護予防居宅療養管理指導	10.00 円

	改正後 (2019.10から)	改正前 (2019.9迄)	
区分 支給 限度 基準 額	要支援1	5,032単位	5,003単位
	要支援2	10,531単位	10,473単位
	要介護1	16,765単位	16,692単位
	要介護2	19,705単位	19,616単位
	要介護3	27,048単位	26,931単位
	要介護4	30,938単位	30,806単位
	要介護5	36,217単位	36,065単位

本資料の
内容に
ついて

- ・本資料は、令和元年8月6日発厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付」（詳細：WAM NETに掲載）の介護給付費単位数等サービスコード表を基に作成したものです。
- ・夜間、深夜、定員超過、未整備の加算・減算の介護給付費単位数は、掲載を省略しています。
- ・掲載している金額は、わかりやすくするために個々の単位に「算定上における端数処理について」（3頁参照）の算定方法に準じて算出したものです。
- ・掲載している赤字部分は、令和元年10月より変更・追加になった箇所。

通 則

指定居宅サービスの介護報酬の通則

居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費)に関する通則事項

(1) 算定上における端数処理について

①単位数算定の際の端数処理：単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗する計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

ただし、特別地域加算等の支給限度額管理対象外となる加算や事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合の減算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

(例1) 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で394単位)

・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の25%を加算

$394 \times 1.25 = 492.5 \rightarrow 493$ 単位

・この事業所が特定事業所加算(Ⅳ)を算定している場合、所定単位数の5%を加算

$493 \times 1.05 = 517.65 \rightarrow 518$ 単位

※ $394 \times 1.25 \times 1.05 = 517.125$ として四捨五入するのではない。

(例2) 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で394単位)

・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算

$394 \times 6回 = 2364$ 単位

$2364 \times 0.15 = 354.6 \rightarrow 355$ 単位

②金額換算の際の端数処理：算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

(例) 前記①の事例(例1)で、このサービスを月に8回提供した場合(地域区分は1級地)

$518 \text{単位} \times 8回 = 4144$ 単位

$4144 \text{単位} \times 11.40 \text{円/単位} = 47241.60 \text{円} \rightarrow 47241$ 円

なお、サービスコードについては、介護職員処遇改善加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(2) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く)は算定しないものであること。ただし、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合、訪問サービスの所定単位数は算定できない。例えば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護(生活援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない(利用者不在時の訪問サービスの取扱いについては、当該時間帯に通所サービスを利用するかどうかにかかわらず、同様である)。

なお、福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3) 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所(退院)日又は短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所(退院)日に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、入所(入院)当日であっても当該入所(入院)前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所(入院)前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、施設入所(入院)者が外泊又は介護保険施設、経過的介護療養型医療施設若しくは介護医療院の試行的退所を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できない。

(4) 同一時間帯の複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント(利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することという)を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断

通 則

され、30分以上1時間未満の訪問介護（身体介護中心の場合）と訪問看護（指定訪問看護ステーションの場合）を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については394単位、訪問看護については816単位がそれぞれ算定されることとする。

- (5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて
それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ388単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。
- (6) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。
- (7) 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について
- ① 加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下この号において「判定結果」）を用いるものとする。
 - ② ①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3. 心身の状態に関する意見（1）日常生活の自立度等について ・ 認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。
 - ③ 医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4) 認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費)に関する通則事項

- (1) 算定上における端数処理について (前述参照)
- (2) 入所等の日数の数え方について
- ① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。
 - ② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設（以下②及び③において「介護保険施設等」）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの間で、利用者等が1の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しない。
 - ③ なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの（以下「医療保険適用病床」）又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの（以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」）に入院する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む）は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。
 - ④ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」）の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。
- (3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について 省略
- (4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について 省略
- (5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について 省略
- (6) 夜勤体制による減算について 省略
- (7) 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について 省略
- (8) 短期入所的な施設サービスの利用について 省略
- (9) 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について 省略
- (10) 栄養管理について 省略

通 則

指定地域密着型サービスの介護報酬の通則

- (1) 算定上における端数処理について 前述参照
- (2) サービス種類相互の算定関係について
特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く）は算定しないものであること。ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス費は算定しないものであること。
なお、小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。
なお、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。
また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。
- (3) 施設外泊時等における地域密着型サービスの算定について
施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、地域密着型サービスは算定できない。
- (4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて
利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護と訪問看護を、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。
- (5) 入所等の日数の数え方について 省略
- (6) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について 省略
- (7) 常勤換算方法による職員数の算定方法について 省略
- (8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について 省略
- (9) 夜勤体制による減算について 省略
- (10) 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について 省略
- (11) 市町村が独自に定める介護報酬の設定 省略
- (12) 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について 省略
- (13) 栄養管理について 省略

指定介護予防サービスの介護報酬の通則

- (1) 算定上における端数処理について 前述参照
- (2) サービス種類相互の算定関係について
介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、その他の介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費（介護予防居宅療養管理指導費を除く）は算定しないものであること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費並びに介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。
なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。
- (3) 退所日等における介護予防サービス費の算定について
介護予防短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防居宅療養管理指導費及び介護予防通所リハビリテーション費は算定できない。介護予防訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、介護予防短期入所サービスにおいても機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院日）に介護予防通所介護を機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。
なお、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する介護予防訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正ではない。
- (4) 同一時間帯の複数種類の介護予防訪問サービスを利用した場合の取扱いについて 省略
- (5) 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について 省略
- (6) 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について 省略
- (7) 栄養管理について 省略

11 訪問介護		生活：生活援助 身体：身体介護		1 単位単価 10.21円					
特定事業所加算 なし	項目コード	単位	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)		
	サービス内容略称	金額	7211	182	7311	224	-		
			生活援助2	186円	生活援助3	229円			
	身体01	4845	166	4145	232	4169	298	4193	364
	20分未満	身体介護01	170円	身体01生活1	237円	身体01生活2	305円	身体01生活3	372円
	身体02	4551	166	4601	232	4646	298	4658	364
	20分未満(頻回)	身体介護02	170円	身体02生活1	237円	身体02生活2	305円	身体02生活3	372円
	身体1	1111	249	4111	315	4211	381	4311	447
	30分未満	身体介護1	255円	身体1生活1	322円	身体1生活2	389円	身体1生活3	457円
	身体2	1211	395	5111	461	5211	527	5311	593
	1時間未満	身体介護2	404円	身体2生活1	471円	身体2生活2	538円	身体2生活3	606円
身体3	1311	577	6111	643	6123	709	6135	775	
1時間30分未満	身体介護3	590円	身体3生活1	657円	身体3生活2	724円	身体3生活3	792円	
身体4	1411	660	6211	726	6223	792	6235	858	
2時間未満	身体介護4	674円	身体4生活1	742円	身体4生活2	809円	身体4生活3	876円	
身体5	1511	743	6311	809	6323	875	6335	941	
2時間30分未満	身体介護5	759円	身体5生活1	826円	身体5生活2	894円	身体5生活3	961円	
身体6	1611	826	6411	892	6423	958	6435	1024	
3時間未満	身体介護6	844円	身体6生活1	911円	身体6生活2	979円	身体6生活3	1,046円	
身体7	1711	909	6511	975	6523	1,041	6535	1,107	
3時間30分未満	身体介護7	928円	身体7生活1	996円	身体7生活2	1,063円	身体7生活3	1,131円	
身体8	1811	992	6611	1,058	6623	1,124	6635	1,190	
4時間未満	身体介護8	1,013円	身体8生活1	1,081円	身体8生活2	1,148円	身体8生活3	1,215円	
項目コード	サービス内容略称		単位		金額				
8111	通院等乗降介助				98		100円		
通院等乗降介助(要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)									

特定事業所加算 20%加算	項目コード	単位	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)		
	サービス内容略称	金額	8001	218	8013	269	-		
			生活2・I	223円	生活3・I	275円			
	身体01	6836	199	4245	278	4257	358	4269	437
	20分未満	身体01・I	204円	身01生1・I	284円	身01生2・I	366円	身01生3・I	447円
	身体02	4563	199	4670	278	4676	358	4682	437
	20分未満(頻回)	身体02・I	204円	身02生1・I	284円	身02生2・I	366円	身02生3・I	447円
	身体1	2001	299	2013	378	2025	457	2037	536
	30分未満	身体1・I	306円	身1生1・I	386円	身1生2・I	467円	身1生3・I	548円
	身体2	2049	474	2061	553	2073	632	2085	712
	1時間未満	身体2・I	484円	身2生1・I	565円	身2生2・I	646円	身2生3・I	727円
身体3	2097	692	2109	772	2121	851	2133	930	
1時間30分未満	身体3・I	707円	身3生1・I	789円	身3生2・I	869円	身3生3・I	950円	
身体4	2145	792	2157	871	2169	950	2181	1,030	
2時間未満	身体4・I	809円	身4生1・I	890円	身4生2・I	970円	身4生3・I	1,052円	
身体5	2193	892	2205	971	2220	1,050	2235	1,129	
2時間30分未満	身体5・I	911円	身5生1・I	992円	身5生2・I	1,072円	身5生3・I	1,153円	
身体6	2247	991	2259	1,070	2271	1,150	2283	1,229	
3時間未満	身体6・I	1,012円	身6生1・I	1,093円	身6生2・I	1,175円	身6生3・I	1,255円	
身体7	2295	1,091	2307	1,170	2325	1,249	2337	1,328	
3時間30分未満	身体7・I	1,114円	身7生1・I	1,195円	身7生2・I	1,276円	身7生3・I	1,356円	
身体8	2349	1,190	2361	1,270	2373	1,349	2385	1,428	
4時間未満	身体8・I	1,215円	身8生1・I	1,297円	身8生2・I	1,378円	身8生3・I	1,458円	
項目コード	サービス内容略称		単位		金額				
8131	通院等乗降介助・I				118		121円		
通院等乗降介助(要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)									

11 訪問介護		生活：生活援助 身体：身体介護				1 単位単価 10.21円			
特定事業所加算Ⅱ 10%加算	項目コード	単位	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)		
	サービス内容略称	金額	8025	200	8037	246	—		
			生活2・Ⅱ	205 円	生活3・Ⅱ	252 円			
	身体01	8527	183	4345	255	4369	328	4393	400
	20分未満	身体01・Ⅱ	187 円	身01生1・Ⅱ	261 円	身01生2・Ⅱ	335 円	身01生3・Ⅱ	409 円
	身体02	4569	183	4688	255	4700	328	4745	400
	20分未満(頻回)	身体02・Ⅱ	187 円	身02生1・Ⅱ	261 円	身02生2・Ⅱ	335 円	身02生3・Ⅱ	409 円
	身体 1	2451	274	2463	347	2475	419	2487	492
	30分未満	身体1・Ⅱ	280 円	身1生1・Ⅱ	355 円	身1生2・Ⅱ	428 円	身1生3・Ⅱ	503 円
	身体 2	2499	435	2514	507	2529	580	2541	652
	1時間未満	身体2・Ⅱ	445 円	身2生1・Ⅱ	518 円	身2生2・Ⅱ	593 円	身2生3・Ⅱ	666 円
身体 3	2553	635	2565	707	2577	780	2589	853	
1時間30分未満	身体3・Ⅱ	649 円	身3生1・Ⅱ	722 円	身3生2・Ⅱ	797 円	身3生3・Ⅱ	871 円	
身体 4	2601	726	2616	799	2631	871	2643	944	
2時間未満	身体4・Ⅱ	742 円	身4生1・Ⅱ	816 円	身4生2・Ⅱ	890 円	身4生3・Ⅱ	964 円	
身体 5	2655	817	2667	890	2679	963	2691	1035	
2時間30分未満	身体5・Ⅱ	835 円	身5生1・Ⅱ	909 円	身5生2・Ⅱ	984 円	身5生3・Ⅱ	1,057 円	
身体 6	2703	909	2718	981	2733	1054	2745	1126	
3時間未満	身体6・Ⅱ	928 円	身6生1・Ⅱ	1,002 円	身6生2・Ⅱ	1,077 円	身6生3・Ⅱ	1,150 円	
身体 7	2757	1000	2769	1073	2781	1145	2793	1218	
3時間30分未満	身体7・Ⅱ	1,021 円	身7生1・Ⅱ	1,096 円	身7生2・Ⅱ	1,169 円	身7生3・Ⅱ	1,244 円	
身体 8	2805	1091	2820	1164	2835	1236	2847	1309	
4時間未満	身体8・Ⅱ	1,114 円	身8生1・Ⅱ	1,189 円	身8生2・Ⅱ	1,262 円	身8生3・Ⅱ	1,337 円	
項目コード	サービス内容略称				単 位	金 額			
通院等乗降介助 (要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)									
8151	通院等乗降介助・Ⅱ				108	111 円			

11 訪問介護		生活：生活援助 身体：身体介護				1 単位単価 10.21円			
特定事業所加算Ⅲ 10%加算	項目コード	単位	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)		
	サービス内容略称	金額	8049	200	8061	246	—		
			生活2・Ⅲ	205 円	生活3・Ⅲ	252 円			
	身体01	9244	183	4445	255	4469	328	4493	400
	20分未満	身体01・Ⅲ	187 円	身01生1・Ⅲ	261 円	身01生2・Ⅲ	335 円	身01生3・Ⅲ	409 円
	身体02	4581	183	4757	255	4769	328	4781	400
	20分未満(頻回)	身体02・Ⅲ	187 円	身02生1・Ⅲ	261 円	身02生2・Ⅲ	335 円	身02生3・Ⅲ	409 円
	身体 1	2907	274	2925	347	2937	419	2949	492
	30分未満	身体1・Ⅲ	280 円	身1生1・Ⅲ	355 円	身1生2・Ⅲ	428 円	身1生3・Ⅲ	503 円
	身体 2	2961	435	2973	507	2985	580	2997	652
	1時間未満	身体2・Ⅲ	445 円	身2生1・Ⅲ	518 円	身2生2・Ⅲ	593 円	身2生3・Ⅲ	666 円
身体 3	3009	635	3021	707	3033	780	3045	853	
1時間30分未満	身体3・Ⅲ	649 円	身3生1・Ⅲ	722 円	身3生2・Ⅲ	797 円	身3生3・Ⅲ	871 円	
身体 4	3057	726	3069	799	3081	871	3093	944	
2時間未満	身体4・Ⅲ	742 円	身4生1・Ⅲ	816 円	身4生2・Ⅲ	890 円	身4生3・Ⅲ	964 円	
身体 5	3105	817	3117	890	3129	963	3141	1035	
2時間30分未満	身体5・Ⅲ	835 円	身5生1・Ⅲ	909 円	身5生2・Ⅲ	984 円	身5生3・Ⅲ	1,057 円	
身体 6	3153	909	3165	981	3177	1054	3189	1126	
3時間未満	身体6・Ⅲ	928 円	身6生1・Ⅲ	1,002 円	身6生2・Ⅲ	1,077 円	身6生3・Ⅲ	1,150 円	
身体 7	3201	1000	3216	1073	3234	1145	3249	1218	
3時間30分未満	身体7・Ⅲ	1,021 円	身7生1・Ⅲ	1,096 円	身7生2・Ⅲ	1,169 円	身7生3・Ⅲ	1,244 円	
身体 8	3261	1091	3273	1164	3285	1236	3297	1309	
4時間未満	身体8・Ⅲ	1,114 円	身8生1・Ⅲ	1,189 円	身8生2・Ⅲ	1,262 円	身8生3・Ⅲ	1,337 円	
項目コード	サービス内容略称				単 位	金 額			
通院等乗降介助 (要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)									
8171	通院等乗降介助・Ⅲ				108	111 円			

11 訪問介護		生活：生活援助 身体：身体介護		1 単位単価 10.21円			
		生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)	
項目コード サービス内容略称		単位 金額	7857 191 生活2・IV 195 円	7881 235 生活3・IV 240 円	—		
特定事業所加算 IV	身体01 20分未満	5345 174 身体01・IV 178 円	7010 244 身01生1・IV 250 円	7046 313 身01生2・IV 320 円	7082 382 身01生3・IV 390 円		
	身体02 20分未満(頻回)	5369 174 身体02・IV 178 円	4793 244 身02生1・IV 250 円	4805 313 身02生2・IV 320 円	4825 382 身02生3・IV 390 円		
	身体 1 30分未満	5393 261 身体1・IV 267 円	5445 331 身1生1・IV 338 円	5469 400 身1生2・IV 409 円	5493 469 身1生3・IV 479 円		
	身体 2 1時間未満	5545 415 身体2・IV 424 円	5569 484 身2生1・IV 495 円	5593 553 身2生2・IV 565 円	5645 623 身2生3・IV 636 円		
	身体 3 1時間30分未満	5669 606 身体3・IV 619 円	5693 675 身3生1・IV 690 円	6451 744 身3生2・IV 760 円	6475 814 身3生3・IV 831 円		
	身体 4 2時間未満	6499 693 身体4・IV 708 円	6563 762 身4生1・IV 778 円	6587 832 身4生2・IV 850 円	6651 901 身4生3・IV 920 円		
	身体 5 2時間30分未満	6675 780 身体5・IV 797 円	6699 849 身5生1・IV 867 円	7257 919 身5生2・IV 939 円	7281 988 身5生3・IV 1,009 円		
	身体 6 3時間未満	7305 867 身体6・IV 886 円	7357 937 身6生1・IV 957 円	7381 1,006 身6生2・IV 1,028 円	7405 1,075 身6生3・IV 1,098 円		
	身体 7 3時間30分未満	7457 954 身体7・IV 974 円	7481 1,024 身7生1・IV 1,046 円	7505 1,093 身7生2・IV 1,116 円	7557 1,162 身7生3・IV 1,187 円		
	身体 8 4時間未満	7581 1,042 身体8・IV 1,064 円	7605 1,111 身8生1・IV 1,135 円	7657 1,180 身8生2・IV 1,205 円	7681 1,250 身8生3・IV 1,277 円		
項目コード	サービス内容略称			単位	金額		
通院等乗降介助 (要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)							
7905	通院等乗降介助・IV			103	106 円		
加算	6361	訪問介護共生型サービス居宅介護 1			所定単位数の 30%減算		
	6362	訪問介護共生型サービス居宅介護 2			所定単位数の 7%減算		
	6363	訪問介護共生型サービス重度訪問介護			1月につき	所定単位数の 7%減算	
	4114	訪問介護同一建物減算 1			所定単位数の 10%減算		
	4115	訪問介護同一建物減算 2			所定単位数の 15%減算		
	4000	緊急時訪問介護加算			1回につき	100	103 円
	4001	訪問介護初回加算			200 205 円		
	4003	訪問介護生活機能向上連携加算 I			100 103 円		
	4002	訪問介護生活機能向上連携加算 II			200 205 円		
	6278	訪問介護特定処遇改善加算 I			所定単位数の 63/1000加算		
	6279	訪問介護特定処遇改善加算 II			所定単位数の 42/1000加算		
	6275	訪問介護処遇改善加算 I			1月につき	所定単位数の 137/1000加算	
	6274	訪問介護処遇改善加算 II			所定単位数の 100/1000加算		
	6271	訪問介護処遇改善加算 III			所定単位数の 55/1000加算		
	6272	訪問介護処遇改善加算 IV			所定単位数の 55/1000 の90%加算		
6273	訪問介護処遇改善加算 V			所定単位数の 55/1000 の80%加算			
※夜間早朝の場合 ×25%加算							
※深夜の場合 ×50%加算							
※2人の介護員等の場合 ×200%							
※同一建物減算 1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合							
※同一建物減算 2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合							

12 訪問入浴介護			1 単位単価 10.21円	
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
1 回につき				
1111	訪問入浴	1,256	¥	1,283
1112	訪問入浴・部分浴 清拭又は部分浴 ×70%	879	¥	898
1121	訪問入浴・職員のみ 介護職員3名 ×95%	1,193	¥	1,218
1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴 ×95%×70%	835	¥	853
6100	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 1	36	¥	37
6101	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 2	24	¥	25
1 月につき				
4111	訪問入浴同一建物減算 1	所定単位数の 10%減算		
4112	訪問入浴同一建物減算 2	所定単位数の 15%減算		
6111	訪問入浴特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 21/1000加算		
6112	訪問入浴特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 15/1000加算		
6106	訪問入浴処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 58/1000加算		
6105	訪問入浴処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 42/1000加算		
6102	訪問入浴処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 23/1000加算		
6103	訪問入浴処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 23/1000 の90%加算		
6104	訪問入浴処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 23/1000 の80%加算		
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合				

13 訪問看護			1 単位単価 10.21円			
項目コード	サービス内容略称	単位	金額			
訪問看護ステーション	1010	訪問看護Ⅰ 1 20分未満	312	¥	319	
	1111	訪問看護Ⅰ 2 30分未満	469	¥	479	
	1211	訪問看護Ⅰ 3 1時間未満	819	¥	837	
	1311	訪問看護Ⅰ 4 1.5時間未満	1,122	¥	1,146	
	1331	訪問看護Ⅰ 4・長 1.5時間以上	1,422	¥	1,452	
	1501	訪問看護Ⅰ 5 OT、PT、ST	297	¥	304	
	1521	訪問看護Ⅰ 5・2超 1日に2回を超えて実施する場合	267	¥	273	
	3100	緊急時訪問看護加算 1 (限度額外) 1月につき	574	¥	586	
	病院診療所	2010	訪問看護Ⅱ 1 20分未満	264	¥	270
		2111	訪問看護Ⅱ 2 30分未満	397	¥	406
2211		訪問看護Ⅱ 3 1時間未満	571	¥	583	
2311		訪問看護Ⅱ 4 1.5時間未満	839	¥	857	
2331		訪問看護Ⅱ 4・長 1.5時間以上	1,139	¥	1,163	
3200		緊急時訪問看護加算 2 (限度額外) 1月につき	315	¥	322	
加算	3111	定期巡回訪看 定期巡回随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合	1月につき	2,945	¥	3,007
	3115	定期巡回訪看・介5	1月につき	3,745	¥	3,824
	4111	訪問看護同一建物減算 1	所定単位数の 10%減算			
	4112	訪問看護同一建物減算 2	所定単位数の 15%減算			
	4000	訪問看護特別管理加算Ⅰ (限度額外) 1月につき	500	¥	511	
	4001	訪問看護特別管理加算Ⅱ (限度額外)	250	¥	256	
	7000	訪問看護ターミナルケア加算 (限度額外) 死亡月	2,000	¥	2,042	
	4100	訪問看護特別指示減算 1日につき	-97	¥	-99	
	4002	訪問看護初回加算 1月につき	300	¥	307	
	4003	訪問看護退院時共同指導加算 1回につき	600	¥	613	
	4004	訪問看護介護連携強化加算	250	¥	256	
	4010	訪問看護体制強化加算Ⅰ 1月につき	600	¥	613	
	4005	訪問看護体制強化加算Ⅱ	300	¥	307	
	6101	訪問看護サービス提供体制加算 1 1回につき	6	¥	7	
	6102	訪問看護サービス提供体制加算 2 1月につき	50	¥	51	
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合						
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合						
※准看護師の場合 ×90%						
※2人以上による場合 30分未満 +254単位、30分以上 +402単位						
※夜間早朝の場合 ×25%加算 ※深夜の場合 ×50%加算						
※複数名加算：省略						
契約期間が1月に満たない場合(日割計算用)						
3112	定期巡回訪看・日割 定期巡回随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合	1日につき	97	¥	99	
3116	定期巡回訪看・介5・日割	1日につき	123	¥	126	

14 訪問リハビリテーション			1 単位単価 10.17円	
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
1 回 (20分) につき				
病院・診療所の場合				
2111	訪問リハビリ1	292	¥	297
介護老人保健施設の場合				
2211	訪問リハビリ2	292	¥	297
介護医療院の場合				
2311	訪問リハビリ3	292	¥	297
加 算	4111	訪問リハ同一建物減算1	— 1月につき 所定単位数の 10%減算	
	4112	訪問リハ同一建物減算2	— 1月につき 所定単位数の 15%減算	
	5003	訪問リハ短期集中リハ加算	退院(所)日又は認定日から3月以内 200 ¥ 204	
	5004	訪問リハマネシメント加算Ⅰ	— 1月につき 230 ¥ 234	
	5005	訪問リハマネシメント加算Ⅱ	— 1月につき 280 ¥ 285	
	5006	訪問リハマネシメント加算Ⅲ	— 1月につき 320 ¥ 326	
	5007	訪問リハマネシメント加算Ⅳ	— 1月につき 420 ¥ 428	
	5010	訪問リハ計画診療未実施減算	1回につき -20 ¥ -21	
	6110	訪問リハ社会参加支援加算	1日につき 17 ¥ 18	
	6101	訪問リハサービス提供体制加算	1回につき 6 ¥ 7	
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合				

31 居宅療養管理指導 (給付管理対象外)			1 単位単価 10.00円	
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
医師が行う場合 (月2回限度)				
1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ 1	単一建物居住者1人に対して行う場合	509	¥ 509
1113	医師居宅療養管理指導Ⅰ 2	単一建物居住者2~9	485	¥ 485
1115	医師居宅療養管理指導Ⅰ 3	単一建物居住者10~	444	¥ 444
在宅時医学総合管理料等を算定する場合				
1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ 1	単一建物居住者1人に対して行う場合	295	¥ 295
1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ 2	単一建物居住者2~9	285	¥ 285
1116	医師居宅療養管理指導Ⅱ 3	単一建物居住者10~	261	¥ 261
歯科医師が行う場合 (月2回限度)				
2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	単一建物居住者1人に対して行う場合	509	¥ 509
2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ	単一建物居住者2~9	485	¥ 485
2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ	単一建物居住者10~	444	¥ 444
薬剤師が行う場合【医療機関の薬剤師】 (月2回限度)				
1221	薬剤師居宅療養Ⅰ 1	単一建物居住者1人に対して行う場合	560	¥ 560
1222	薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬	単一建物居住者1人に対して行う場合・特別な薬剤	660	¥ 660
1251	薬剤師居宅療養Ⅰ 2	単一建物居住者2~9	415	¥ 415
1252	薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬	単一建物居住者2~9・特別な薬剤	515	¥ 515
1244	薬剤師居宅療養Ⅰ 3	単一建物居住者10~	379	¥ 379
1245	薬剤師居宅療養Ⅰ 3・特薬	単一建物居住者10~・特別な薬剤	479	¥ 479
薬剤師が行う場合【薬局の薬剤師】				
単一建物居住者1人に対して行う場合				
1223	薬剤師居宅療養Ⅱ 1	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 509	¥ 509
1224	薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外・特別な薬剤	月4回 609	¥ 609
1255	薬剤師居宅療養Ⅱ 2	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 509	¥ 509
1256	薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合・特別な薬剤	月8回 609	¥ 609
単一建物居住者2~9人				
1225	薬剤師居宅療養Ⅱ 3	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 377	¥ 377
1226	薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外・特別な薬剤	月4回 477	¥ 477
1253	薬剤師居宅療養Ⅱ 4	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 377	¥ 377
1254	薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合・特別な薬剤	月8回 477	¥ 477
単一建物居住者10人~				
1246	薬剤師居宅療養Ⅱ 5	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 345	¥ 345
1247	薬剤師居宅療養Ⅱ 5・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外・特別な薬剤	月4回 445	¥ 445
1248	薬剤師居宅療養Ⅱ 6	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 345	¥ 345
1249	薬剤師居宅療養Ⅱ 6・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合・特別な薬剤	月8回 445	¥ 445
管理栄養士が行う場合 (月2回限度)				
1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	単一建物居住者1人に対して行う場合	539	¥ 539
1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ	単一建物居住者2~9	485	¥ 485
1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ	単一建物居住者10~	444	¥ 444
歯科衛生士等が行う場合 (月4回限度)				
1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	単一建物居住者1人に対して行う場合	356	¥ 356
1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ	単一建物居住者2~9	324	¥ 324
1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ	単一建物居住者10~	296	¥ 296

15 通所介護

1 単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
イ 通常規模型通所介護							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
2141	通所介護Ⅰ21・時減	267	¥ 271	2241	通所介護Ⅰ11	364	¥ 369
2142	通所介護Ⅰ22・時減	307	¥ 312	2242	通所介護Ⅰ12	417	¥ 423
2143	通所介護Ⅰ23・時減	347	¥ 352	2243	通所介護Ⅰ13	472	¥ 479
2144	通所介護Ⅰ24・時減	386	¥ 392	2244	通所介護Ⅰ14	525	¥ 533
2145	通所介護Ⅰ25・時減	426	¥ 432	2245	通所介護Ⅰ15	579	¥ 588
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
2246	通所介護Ⅰ21	382	¥ 388	2341	通所介護Ⅰ31	561	¥ 569
2247	通所介護Ⅰ22	438	¥ 445	2342	通所介護Ⅰ32	663	¥ 673
2248	通所介護Ⅰ23	495	¥ 502	2343	通所介護Ⅰ33	765	¥ 776
2249	通所介護Ⅰ24	551	¥ 559	2344	通所介護Ⅰ34	867	¥ 880
2250	通所介護Ⅰ25	608	¥ 617	2345	通所介護Ⅰ35	969	¥ 983
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
2346	通所介護Ⅰ41	575	¥ 583	2441	通所介護Ⅰ51	648	¥ 657
2347	通所介護Ⅰ42	679	¥ 689	2442	通所介護Ⅰ52	765	¥ 776
2348	通所介護Ⅰ43	784	¥ 795	2443	通所介護Ⅰ53	887	¥ 900
2349	通所介護Ⅰ44	888	¥ 901	2444	通所介護Ⅰ54	1,008	¥ 1,023
2350	通所介護Ⅰ45	993	¥ 1,007	2445	通所介護Ⅰ55	1,130	¥ 1,146
8 時間以上 9 時間未満				9 時間以上10時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)			
2446	通所介護Ⅰ61	659	¥ 669	2541	通所介護Ⅰ61・延1	709	¥ 719
2447	通所介護Ⅰ62	779	¥ 790	2542	通所介護Ⅰ62・延1	829	¥ 841
2448	通所介護Ⅰ63	902	¥ 915	2543	通所介護Ⅰ63・延1	952	¥ 966
2449	通所介護Ⅰ64	1,026	¥ 1,041	2544	通所介護Ⅰ64・延1	1,076	¥ 1,091
2450	通所介護Ⅰ65	1,150	¥ 1,167	2545	通所介護Ⅰ65・延1	1,200	¥ 1,217
ロ 大規模型通所介護 (Ⅰ)							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
3651	通所介護Ⅱ21・時減	259	¥ 263	3656	通所介護Ⅱ11	352	¥ 357
3652	通所介護Ⅱ22・時減	297	¥ 302	3657	通所介護Ⅱ12	403	¥ 409
3653	通所介護Ⅱ23・時減	335	¥ 340	3658	通所介護Ⅱ13	455	¥ 462
3654	通所介護Ⅱ24・時減	373	¥ 379	3659	通所介護Ⅱ14	506	¥ 513
3655	通所介護Ⅱ25・時減	412	¥ 418	3660	通所介護Ⅱ15	559	¥ 567
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
3801	通所介護Ⅱ21	370	¥ 376	3661	通所介護Ⅱ31	536	¥ 544
3802	通所介護Ⅱ22	424	¥ 430	3662	通所介護Ⅱ32	634	¥ 643
3803	通所介護Ⅱ23	479	¥ 486	3663	通所介護Ⅱ33	732	¥ 743
3804	通所介護Ⅱ24	533	¥ 541	3664	通所介護Ⅱ34	828	¥ 840
3805	通所介護Ⅱ25	588	¥ 597	3665	通所介護Ⅱ35	926	¥ 939
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
3806	通所介護Ⅱ41	555	¥ 563	3666	通所介護Ⅱ51	620	¥ 629
3807	通所介護Ⅱ42	657	¥ 667	3667	通所介護Ⅱ52	733	¥ 744
3808	通所介護Ⅱ43	758	¥ 769	3668	通所介護Ⅱ53	848	¥ 860
3809	通所介護Ⅱ44	858	¥ 870	3669	通所介護Ⅱ54	965	¥ 979
3810	通所介護Ⅱ45	959	¥ 973	3670	通所介護Ⅱ55	1,081	¥ 1,097
8 時間以上 9 時間未満				9 時間以上10時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)			
3811	通所介護Ⅱ61	637	¥ 646	3671	通所介護Ⅱ61・延1	687	¥ 697
3812	通所介護Ⅱ62	753	¥ 764	3672	通所介護Ⅱ62・延1	803	¥ 815
3813	通所介護Ⅱ63	872	¥ 885	3673	通所介護Ⅱ63・延1	922	¥ 935
3814	通所介護Ⅱ64	992	¥ 1,006	3674	通所介護Ⅱ64・延1	1,042	¥ 1,057
3815	通所介護Ⅱ65	1,111	¥ 1,127	3675	通所介護Ⅱ65・延1	1,161	¥ 1,178

15 通所介護								1 単位単価 10.14円			
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額				
ハ 大規模型通所介護（Ⅱ）											
2 時間以上 3 時間未満					3 時間以上 4 時間未満						
3681	通所介護Ⅲ21・時減	249	¥ 253	3686	通所介護Ⅲ1 1	340	¥ 345				
3682	通所介護Ⅲ22・時減	286	¥ 290	3687	通所介護Ⅲ1 2	389	¥ 395				
3683	通所介護Ⅲ23・時減	323	¥ 328	3688	通所介護Ⅲ1 3	440	¥ 447				
3684	通所介護Ⅲ24・時減	359	¥ 364	3689	通所介護Ⅲ1 4	488	¥ 495				
3685	通所介護Ⅲ25・時減	396	¥ 402	3690	通所介護Ⅲ1 5	540	¥ 548				
4 時間以上 5 時間未満					5 時間以上 6 時間未満						
4801	通所介護Ⅲ2 1	356	¥ 361	3691	通所介護Ⅲ3 1	517	¥ 525				
4802	通所介護Ⅲ2 2	408	¥ 414	3692	通所介護Ⅲ3 2	611	¥ 620				
4803	通所介護Ⅲ2 3	461	¥ 468	3693	通所介護Ⅲ3 3	705	¥ 715				
4804	通所介護Ⅲ2 4	513	¥ 521	3694	通所介護Ⅲ3 4	800	¥ 812				
4805	通所介護Ⅲ2 5	566	¥ 574	3695	通所介護Ⅲ3 5	894	¥ 907				
6 時間以上 7 時間未満					7 時間以上 8 時間未満						
4806	通所介護Ⅲ4 1	535	¥ 543	3696	通所介護Ⅲ5 1	598	¥ 607				
4807	通所介護Ⅲ4 2	632	¥ 641	3697	通所介護Ⅲ5 2	706	¥ 716				
4808	通所介護Ⅲ4 3	729	¥ 740	3698	通所介護Ⅲ5 3	818	¥ 830				
4809	通所介護Ⅲ4 4	827	¥ 839	3699	通所介護Ⅲ5 4	931	¥ 944				
4810	通所介護Ⅲ4 5	925	¥ 938	3700	通所介護Ⅲ5 5	1,043	¥ 1,058				
8 時間以上 9 時間未満					9 時間以上10時間未満（8-9の前後に日常生活上の世話）						
4811	通所介護Ⅲ6 1	614	¥ 623	3701	通所介護Ⅲ61・延1	664	¥ 674				
4812	通所介護Ⅲ6 2	726	¥ 737	3702	通所介護Ⅲ62・延1	776	¥ 787				
4813	通所介護Ⅲ6 3	839	¥ 851	3703	通所介護Ⅲ63・延1	889	¥ 902				
4814	通所介護Ⅲ6 4	955	¥ 969	3704	通所介護Ⅲ64・延1	1,005	¥ 1,019				
4815	通所介護Ⅲ6 5	1,070	¥ 1,085	3705	通所介護Ⅲ65・延1	1,120	¥ 1,136				
加	項目コード	サービス内容略称			単 位	金 額					
	1 日につき										
	5301	通所介護入浴介助加算			50	¥	51				
	5306	通所介護中重度者ケア体制加算			45	¥	46				
	5051	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ			46	¥	47				
	5052	通所介護個別機能訓練加算Ⅱ			56	¥	57				
	5305	通所介護認知症加算			60	¥	61				
	6109	通所介護若年性認知症受入加算			60	¥	61				
	6350	通所介護生活相談員配置等加算			13	¥	14				
	6350	通所介護栄養スクーリング加算			6月に1回限度：1回につき	5	¥	5			
	5611	通所介護同一建物減算			-94	¥	-96				
	5612	通所介護送迎減算			片道につき	-47	¥	-48			
	6100	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 1			18	¥	19				
	6101	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 2			12	¥	13				
	6102	通所介護サービス提供体制加算Ⅱ			6	¥	6				
月2回限度											
5605	通所介護栄養改善加算			150	¥	153					
5606	通所介護口腔機能向上加算			150	¥	153					
1 月につき											
4002	通所介護生活機能向上連携加算1			200	¥	203					
4003	通所介護生活機能向上連携加算2			100	¥	102					
6340	通所介護ADL維持等加算Ⅰ			3	¥	3					
6341	通所介護ADL維持等加算Ⅱ			6	¥	6					
算	1 月につき										
	6364	通所介護共生型サービス生活介護			所定単位数の		7%減算				
	6365	通所介護共生型サービス自立訓練			所定単位数の		5%減算				
	6366	通所介護共生型サービス児童発達支援			所定単位数の		10%減算				
	6367	通所介護共生型サービス放課後等デイ			所定単位数の		10%減算				
	6111	通所介護特定処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の		12/1000加算				
	6112	通所介護特定処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の		10/1000加算				
	6108	通所介護処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の		59/1000加算				
	6107	通所介護処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の		43/1000加算				
	6104	通所介護処遇改善加算Ⅲ			所定単位数の		23/1000加算				
6105	通所介護処遇改善加算Ⅳ			所定単位数の		23/1000の90%加算					
6106	通所介護処遇改善加算Ⅴ			所定単位数の		23/1000の80%加算					

16 通所リハビリテーション

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
イ 通常規模型通所リハビリテーション（病院又は診療所の場合）							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
1101	通所リハⅠ 1 1 1	331	¥ 337	1201	通所リハⅠ 1 2 1	345	¥ 351
1103	通所リハⅠ 1 1 2	360	¥ 367	1202	通所リハⅠ 1 2 2	400	¥ 407
1105	通所リハⅠ 1 1 3	390	¥ 397	1203	通所リハⅠ 1 2 3	457	¥ 465
1107	通所リハⅠ 1 1 4	419	¥ 427	1204	通所リハⅠ 1 2 4	513	¥ 522
1109	通所リハⅠ 1 1 5	450	¥ 458	1205	通所リハⅠ 1 2 5	569	¥ 579
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
1151	通所リハⅠ 1 3 1	446	¥ 454	1161	通所リハⅠ 1 4 1	511	¥ 520
1152	通所リハⅠ 1 3 2	523	¥ 532	1162	通所リハⅠ 1 4 2	598	¥ 609
1153	通所リハⅠ 1 3 3	599	¥ 610	1163	通所リハⅠ 1 4 3	684	¥ 696
1154	通所リハⅠ 1 3 4	697	¥ 709	1164	通所リハⅠ 1 4 4	795	¥ 809
1155	通所リハⅠ 1 3 5	793	¥ 807	1165	通所リハⅠ 1 4 5	905	¥ 921
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
1196	通所リハⅠ 1 5 1	579	¥ 589	1171	通所リハⅠ 1 6 1	670	¥ 682
1197	通所リハⅠ 1 5 2	692	¥ 704	1172	通所リハⅠ 1 6 2	801	¥ 815
1198	通所リハⅠ 1 5 3	803	¥ 817	1173	通所リハⅠ 1 6 3	929	¥ 945
1199	通所リハⅠ 1 5 4	935	¥ 951	1174	通所リハⅠ 1 6 4	1,081	¥ 1,100
1200	通所リハⅠ 1 5 5	1,065	¥ 1,084	1175	通所リハⅠ 1 6 5	1,231	¥ 1,252
7 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 9 時間未満（7-8の前後に日常生活上の世話）			
1206	通所リハⅠ 1 7 1	716	¥ 729	1181	通所リハⅠ 171・延1	766	¥ 779
1207	通所リハⅠ 1 7 2	853	¥ 868	1182	通所リハⅠ 172・延1	903	¥ 919
1208	通所リハⅠ 1 7 3	993	¥ 1,010	1183	通所リハⅠ 173・延1	1,043	¥ 1,061
1209	通所リハⅠ 1 7 4	1,157	¥ 1,177	1184	通所リハⅠ 174・延1	1,207	¥ 1,228
1210	通所リハⅠ 1 7 5	1,317	¥ 1,340	1185	通所リハⅠ 175・延1	1,367	¥ 1,391
イ 通常規模型通所リハビリテーション（介護老人保健施設の場合）							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
3701	通所リハⅡ 2 1 1	331	¥ 337	3711	通所リハⅡ 2 2 1	345	¥ 351
3703	通所リハⅡ 2 1 2	360	¥ 367	3712	通所リハⅡ 2 2 2	400	¥ 407
3705	通所リハⅡ 2 1 3	390	¥ 397	3713	通所リハⅡ 2 2 3	457	¥ 465
3707	通所リハⅡ 2 1 4	419	¥ 427	3714	通所リハⅡ 2 2 4	513	¥ 522
3709	通所リハⅡ 2 1 5	450	¥ 458	3715	通所リハⅡ 2 2 5	569	¥ 579
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
3716	通所リハⅡ 2 3 1	446	¥ 454	3721	通所リハⅡ 2 4 1	511	¥ 520
3717	通所リハⅡ 2 3 2	523	¥ 532	3722	通所リハⅡ 2 4 2	598	¥ 609
3718	通所リハⅡ 2 3 3	599	¥ 610	3723	通所リハⅡ 2 4 3	684	¥ 696
3719	通所リハⅡ 2 3 4	697	¥ 709	3724	通所リハⅡ 2 4 4	795	¥ 809
3720	通所リハⅡ 2 3 5	793	¥ 807	3725	通所リハⅡ 2 4 5	905	¥ 921
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
3941	通所リハⅡ 2 5 1	579	¥ 589	3726	通所リハⅡ 2 6 1	670	¥ 682
3942	通所リハⅡ 2 5 2	692	¥ 704	3727	通所リハⅡ 2 6 2	801	¥ 815
3943	通所リハⅡ 2 5 3	803	¥ 817	3728	通所リハⅡ 2 6 3	929	¥ 945
3944	通所リハⅡ 2 5 4	935	¥ 951	3729	通所リハⅡ 2 6 4	1,081	¥ 1,100
3945	通所リハⅡ 2 5 5	1,065	¥ 1,084	3730	通所リハⅡ 2 6 5	1,231	¥ 1,252
7 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 9 時間未満（7-8の前後に日常生活上の世話）			
3946	通所リハⅡ 2 7 1	716	¥ 729	3731	通所リハⅡ 271・延1	766	¥ 779
3947	通所リハⅡ 2 7 2	853	¥ 868	3732	通所リハⅡ 272・延1	903	¥ 919
3948	通所リハⅡ 2 7 3	993	¥ 1,010	3733	通所リハⅡ 273・延1	1,043	¥ 1,061
3949	通所リハⅡ 2 7 4	1,157	¥ 1,177	3734	通所リハⅡ 274・延1	1,207	¥ 1,228
3950	通所リハⅡ 2 7 5	1,317	¥ 1,340	3735	通所リハⅡ 275・延1	1,367	¥ 1,391
イ 通常規模型通所リハビリテーション（介護医療院の場合）							
～ 省略 ～							

16 通所リハビリテーション					1 単位単価 10.17円		
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
□ 大規模型通所リハビリテーション（I）（病院又は診療所の場合）							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
2101	通所リハⅡ 1 1 1	325	¥ 331	2201	通所リハⅡ 1 2 1	339	¥ 345
2103	通所リハⅡ 1 1 2	356	¥ 362	2202	通所リハⅡ 1 2 2	394	¥ 401
2105	通所リハⅡ 1 1 3	384	¥ 391	2203	通所リハⅡ 1 2 3	450	¥ 458
2107	通所リハⅡ 1 1 4	413	¥ 420	2204	通所リハⅡ 1 2 4	505	¥ 514
2109	通所リハⅡ 1 1 5	443	¥ 451	2205	通所リハⅡ 1 2 5	561	¥ 571
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
2151	通所リハⅡ 1 3 1	439	¥ 447	2161	通所リハⅡ 1 4 1	501	¥ 510
2152	通所リハⅡ 1 3 2	515	¥ 524	2162	通所リハⅡ 1 4 2	586	¥ 596
2153	通所リハⅡ 1 3 3	590	¥ 600	2163	通所リハⅡ 1 4 3	670	¥ 682
2154	通所リハⅡ 1 3 4	685	¥ 697	2164	通所リハⅡ 1 4 4	778	¥ 792
2155	通所リハⅡ 1 3 5	781	¥ 795	2165	通所リハⅡ 1 4 5	887	¥ 902
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
2196	通所リハⅡ 1 5 1	559	¥ 569	2171	通所リハⅡ 1 6 1	653	¥ 665
2197	通所リハⅡ 1 5 2	668	¥ 680	2172	通所リハⅡ 1 6 2	781	¥ 795
2198	通所リハⅡ 1 5 3	776	¥ 790	2173	通所リハⅡ 1 6 3	907	¥ 923
2199	通所リハⅡ 1 5 4	904	¥ 920	2174	通所リハⅡ 1 6 4	1,054	¥ 1,072
2200	通所リハⅡ 1 5 5	1,029	¥ 1,047	2175	通所リハⅡ 1 6 5	1,201	¥ 1,222
7 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 9 時間未満（7-8の前後に日常生活上の世話）			
2206	通所リハⅡ 1 7 1	692	¥ 704	2181	通所リハⅡ 171・延1	742	¥ 755
2207	通所リハⅡ 1 7 2	824	¥ 838	2182	通所リハⅡ 172・延1	874	¥ 889
2208	通所リハⅡ 1 7 3	960	¥ 977	2183	通所リハⅡ 173・延1	1,010	¥ 1,028
2209	通所リハⅡ 1 7 4	1,117	¥ 1,136	2184	通所リハⅡ 174・延1	1,167	¥ 1,187
2210	通所リハⅡ 1 7 5	1,273	¥ 1,295	2185	通所リハⅡ 175・延1	1,323	¥ 1,346
□ 大規模型通所リハビリテーション（I）（介護老人保健施設の場合）							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
3741	通所リハⅡ 2 1 1	325	¥ 331	3751	通所リハⅡ 2 2 1	339	¥ 345
3743	通所リハⅡ 2 1 2	356	¥ 362	3752	通所リハⅡ 2 2 2	394	¥ 401
3745	通所リハⅡ 2 1 3	384	¥ 391	3753	通所リハⅡ 2 2 3	450	¥ 458
3747	通所リハⅡ 2 1 4	413	¥ 420	3754	通所リハⅡ 2 2 4	505	¥ 514
3749	通所リハⅡ 2 1 5	443	¥ 451	3755	通所リハⅡ 2 2 5	561	¥ 571
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
3756	通所リハⅡ 2 3 1	439	¥ 447	3761	通所リハⅡ 2 4 1	501	¥ 510
3757	通所リハⅡ 2 3 2	515	¥ 524	3762	通所リハⅡ 2 4 2	586	¥ 596
3758	通所リハⅡ 2 3 3	590	¥ 600	3763	通所リハⅡ 2 4 3	670	¥ 682
3759	通所リハⅡ 2 3 4	685	¥ 697	3764	通所リハⅡ 2 4 4	778	¥ 792
3760	通所リハⅡ 2 3 5	781	¥ 795	3765	通所リハⅡ 2 4 5	887	¥ 902
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
3951	通所リハⅡ 2 5 1	559	¥ 569	3766	通所リハⅡ 2 6 1	653	¥ 665
3952	通所リハⅡ 2 5 2	668	¥ 680	3767	通所リハⅡ 2 6 2	781	¥ 795
3953	通所リハⅡ 2 5 3	776	¥ 790	3768	通所リハⅡ 2 6 3	907	¥ 923
3954	通所リハⅡ 2 5 4	904	¥ 920	3769	通所リハⅡ 2 6 4	1,054	¥ 1,072
3955	通所リハⅡ 2 5 5	1,029	¥ 1,047	3770	通所リハⅡ 2 6 5	1,201	¥ 1,222
7 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 9 時間未満（7-8の前後に日常生活上の世話）			
3956	通所リハⅡ 2 7 1	692	¥ 704	3771	通所リハⅡ 271・延1	742	¥ 755
3957	通所リハⅡ 2 7 2	824	¥ 838	3772	通所リハⅡ 272・延1	874	¥ 889
3958	通所リハⅡ 2 7 3	960	¥ 977	3773	通所リハⅡ 273・延1	1,010	¥ 1,028
3959	通所リハⅡ 2 7 4	1,117	¥ 1,136	3774	通所リハⅡ 274・延1	1,167	¥ 1,187
3960	通所リハⅡ 2 7 5	1,273	¥ 1,295	3775	通所リハⅡ 275・延1	1,323	¥ 1,346
□ 大規模型通所リハビリテーション（I）（介護医療院の場合）							
～ 省略 ～							

16 通所リハビリテーション

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
ハ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅱ）（病院又は診療所の場合）							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
3101	通所リハⅢ 1 1 1	318	¥ 324	3201	通所リハⅢ 1 2 1	332	¥ 338
3103	通所リハⅢ 1 1 2	348	¥ 354	3202	通所リハⅢ 1 2 2	386	¥ 393
3105	通所リハⅢ 1 1 3	375	¥ 382	3203	通所リハⅢ 1 2 3	439	¥ 447
3107	通所リハⅢ 1 1 4	404	¥ 411	3204	通所リハⅢ 1 2 4	493	¥ 502
3109	通所リハⅢ 1 1 5	432	¥ 440	3205	通所リハⅢ 1 2 5	547	¥ 557
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
3151	通所リハⅢ 1 3 1	428	¥ 436	3161	通所リハⅢ 1 4 1	482	¥ 491
3152	通所リハⅢ 1 3 2	503	¥ 512	3162	通所リハⅢ 1 4 2	566	¥ 576
3153	通所リハⅢ 1 3 3	576	¥ 586	3163	通所リハⅢ 1 4 3	648	¥ 659
3154	通所リハⅢ 1 3 4	669	¥ 681	3164	通所リハⅢ 1 4 4	753	¥ 766
3155	通所リハⅢ 1 3 5	763	¥ 776	3165	通所リハⅢ 1 4 5	857	¥ 872
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
3196	通所リハⅢ 1 5 1	540	¥ 550	3171	通所リハⅢ 1 6 1	629	¥ 640
3197	通所リハⅢ 1 5 2	646	¥ 657	3172	通所リハⅢ 1 6 2	754	¥ 767
3198	通所リハⅢ 1 5 3	750	¥ 763	3173	通所リハⅢ 1 6 3	874	¥ 889
3199	通所リハⅢ 1 5 4	874	¥ 889	3174	通所リハⅢ 1 6 4	1,019	¥ 1,037
3200	通所リハⅢ 1 5 5	996	¥ 1,013	3175	通所リハⅢ 1 6 5	1,161	¥ 1,181
7 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 9 時間未満（7-8の前後に日常生活上の世話）			
3206	通所リハⅢ 1 7 1	667	¥ 679	3181	通所リハⅢ 171・延1	717	¥ 730
3207	通所リハⅢ 1 7 2	797	¥ 811	3182	通所リハⅢ 172・延1	847	¥ 862
3208	通所リハⅢ 1 7 3	927	¥ 943	3182	通所リハⅢ 173・延1	977	¥ 994
3209	通所リハⅢ 1 7 4	1,080	¥ 1,099	3184	通所リハⅢ 174・延1	1,130	¥ 1,150
3210	通所リハⅢ 1 7 5	1,231	¥ 1,252	3185	通所リハⅢ 175・延1	1,281	¥ 1,303
ハ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅱ）（介護老人保健施設の場合）							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
3781	通所リハⅢ 2 1 1	318	¥ 324	3791	通所リハⅢ 2 2 1	332	¥ 338
3783	通所リハⅢ 2 1 2	348	¥ 354	3792	通所リハⅢ 2 2 2	386	¥ 393
3785	通所リハⅢ 2 1 3	375	¥ 382	3793	通所リハⅢ 2 2 3	439	¥ 447
3787	通所リハⅢ 2 1 4	404	¥ 411	3794	通所リハⅢ 2 2 4	493	¥ 502
3789	通所リハⅢ 2 1 5	432	¥ 440	3795	通所リハⅢ 2 2 5	547	¥ 557
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
3796	通所リハⅢ 2 3 1	428	¥ 436	3801	通所リハⅢ 2 4 1	482	¥ 491
3797	通所リハⅢ 2 3 2	503	¥ 512	3802	通所リハⅢ 2 4 2	566	¥ 576
3798	通所リハⅢ 2 3 3	576	¥ 586	3803	通所リハⅢ 2 4 3	648	¥ 659
3799	通所リハⅢ 2 3 4	669	¥ 681	3804	通所リハⅢ 2 4 4	753	¥ 766
3800	通所リハⅢ 2 3 5	763	¥ 776	3805	通所リハⅢ 2 4 5	857	¥ 872
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
3961	通所リハⅢ 2 5 1	540	¥ 550	3806	通所リハⅢ 2 6 1	629	¥ 640
3962	通所リハⅢ 2 5 2	646	¥ 657	3807	通所リハⅢ 2 6 2	754	¥ 767
3963	通所リハⅢ 2 5 3	750	¥ 763	3808	通所リハⅢ 2 6 3	874	¥ 889
3964	通所リハⅢ 2 5 4	874	¥ 889	3809	通所リハⅢ 2 6 4	1,019	¥ 1,037
3965	通所リハⅢ 2 5 5	996	¥ 1,013	3810	通所リハⅢ 2 6 5	1,161	¥ 1,181
7 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 9 時間未満（7-8の前後に日常生活上の世話）			
3966	通所リハⅢ 2 7 1	667	¥ 679	3811	通所リハⅢ 271・延1	717	¥ 730
3967	通所リハⅢ 2 7 2	797	¥ 811	3812	通所リハⅢ 272・延1	847	¥ 862
3968	通所リハⅢ 2 7 3	927	¥ 943	3813	通所リハⅢ 273・延1	977	¥ 994
3969	通所リハⅢ 2 7 4	1,080	¥ 1,099	3814	通所リハⅢ 274・延1	1,130	¥ 1,150
3970	通所リハⅢ 2 7 5	1,231	¥ 1,252	3815	通所リハⅢ 275・延1	1,281	¥ 1,303
ハ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅱ）（介護医療院の場合）							
～ 省略 ～							

16 通所リハビリテーション

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
1 日につき			
6143	通所リハ理学療法士等体制強化加算	1時間以上2時間未満	30 ¥ 31
6144	通所リハ提供体制加算 1	3時間以上4時間未満	12 ¥ 13
6145	通所リハ提供体制加算 2	4時間以上5時間未満	16 ¥ 17
6146	通所リハ提供体制加算 3	5時間以上6時間未満	20 ¥ 21
6147	通所リハ提供体制加算 4	6時間以上7時間未満	24 ¥ 25
6148	通所リハ提供体制加算 5	7時間以上	28 ¥ 29
5301	通所リハ入浴介助加算		50 ¥ 51
5613	通所リハ短期集中個別リハ加算		110 ¥ 112
6253	通所リハ認知症短期集中リハ加算 I	週 2 日限度	240 ¥ 244
6109	通所リハ若年性認知症受入加算		60 ¥ 61
5610	通所リハ重度療養管理加算		100 ¥ 102
5614	通所リハ中重度者ケア体制加算		20 ¥ 21
5611	通所リハ同一建物減算		-94 ¥ -96
5612	通所介護送迎減算	片道	-47 ¥ -48
6110	通所リハ社会参加支援加算		12 ¥ 13
6204	通所リハ栄養スクーリング加算	6月に1回限度：1回	5 ¥ 5
6100	通所リハサービス提供体制加算 I 1		18 ¥ 19
6101	通所リハサービス提供体制加算 I 2		12 ¥ 13
6102	通所リハサービス提供体制加算 II		6 ¥ 7
1 月につき			
5601	通所リハマネジメント加算 I		330 ¥ 336
5608	通所リハマネジメント加算 II 1	6 月以内	850 ¥ 865
5609	通所リハマネジメント加算 II 2	6 月超	530 ¥ 539
5615	通所リハマネジメント加算 III 1	6 月以内	1,120 ¥ 1,139
5616	通所リハマネジメント加算 III 2	6 月超	800 ¥ 814
5617	通所リハマネジメント加算 IV 1	6 月以内	1,220 ¥ 1,241
5618	通所リハマネジメント加算 IV 2	6 月超	900 ¥ 916
6254	通所リハ認知症短期集中リハ加算 II		1,920 ¥ 1,953
6255	通所リハ生活行為向上リハ加算 1	3 月以内	2,000 ¥ 2,034
6256	通所リハ生活行為向上リハ加算 2	3 月超 6 月以内	1,000 ¥ 1,017
月 2 回限度			
5605	通所リハ栄養改善加算		150 ¥ 153
5606	通所リハ口腔機能向上加算		150 ¥ 153
1 月につき			
6118	通所リハ特定処遇改善加算 I		所定単位数の 20 / 1000 加算
6119	通所リハ特定処遇改善加算 II		所定単位数の 17 / 1000 加算
6107	通所リハ処遇改善加算 I		所定単位数の 47 / 1000 加算
6106	通所リハ処遇改善加算 II		所定単位数の 34 / 1000 加算
6103	通所リハ処遇改善加算 III		所定単位数の 19 / 1000 加算
6104	通所リハ処遇改善加算 IV		所定単位数の 19 / 1000 の 90% 加算
6105	通所リハ処遇改善加算 V		所定単位数の 19 / 1000 の 80% 加算

生活行為リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合

～ 省略 ～

21 短期入所生活介護

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	
イ 短期入所生活介護費								
(1) 単独型短期入所生活介護費								
単独型短期入所生活介護費 (I) 従来型個室				単独型短期入所生活介護費 (II) 多床室				
1111	単独短期生活Ⅰ 1	627	¥ 638	1115	単独短期生活Ⅱ 1	627	¥ 638	
1121	単独短期生活Ⅰ 2	695	¥ 707	1125	単独短期生活Ⅱ 2	695	¥ 707	
1131	単独短期生活Ⅰ 3	765	¥ 778	1135	単独短期生活Ⅱ 3	765	¥ 778	
1141	単独短期生活Ⅰ 4	833	¥ 848	1145	単独短期生活Ⅱ 4	833	¥ 848	
1151	単独短期生活Ⅰ 5	900	¥ 916	1155	単独短期生活Ⅱ 5	900	¥ 916	
(2) 併設型短期入所生活介護費								
併設型短期入所生活介護費 (I) 従来型個室				併設型短期入所生活介護費 (II) 多床室				
2111	併設短期生活Ⅰ 1	586	¥ 596	2115	併設短期生活Ⅱ 1	586	¥ 596	
2121	併設短期生活Ⅰ 2	654	¥ 666	2125	併設短期生活Ⅱ 2	654	¥ 666	
2131	併設短期生活Ⅰ 3	724	¥ 737	2135	併設短期生活Ⅱ 3	724	¥ 737	
2141	併設短期生活Ⅰ 4	792	¥ 806	2145	併設短期生活Ⅱ 4	792	¥ 806	
2151	併設短期生活Ⅰ 5	859	¥ 874	2155	併設短期生活Ⅱ 5	859	¥ 874	
ロ ユニット型短期入所生活介護費								
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費								
単独型ユニット型短期入所生活介護費 (I) ユニット型個室				単独型ユニット型短期入所生活介護費 (II) ユニット型個室の多床室				
1411	単二短期生活Ⅰ 1	725	¥ 738	1415	単二短期生活Ⅱ 1	725	¥ 738	
1421	単二短期生活Ⅰ 2	792	¥ 806	1425	単二短期生活Ⅱ 2	792	¥ 806	
1431	単二短期生活Ⅰ 3	866	¥ 881	1435	単二短期生活Ⅱ 3	866	¥ 881	
1441	単二短期生活Ⅰ 4	933	¥ 949	1445	単二短期生活Ⅱ 4	933	¥ 949	
1451	単二短期生活Ⅰ 5	1,000	¥ 1,017	1455	単二短期生活Ⅱ 5	1,000	¥ 1,017	
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費								
併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I) ユニット型個室				併設型ユニット型短期入所生活介護費 (II) ユニット型個室の多床室				
2411	併二短期生活Ⅰ 1	684	¥ 696	2415	併二短期生活Ⅱ 1	684	¥ 696	
2421	併二短期生活Ⅰ 2	751	¥ 764	2425	併二短期生活Ⅱ 2	751	¥ 764	
2431	併二短期生活Ⅰ 3	824	¥ 838	2435	併二短期生活Ⅱ 3	824	¥ 838	
2441	併二短期生活Ⅰ 4	892	¥ 908	2445	併二短期生活Ⅱ 4	892	¥ 908	
2451	併二短期生活Ⅰ 5	959	¥ 976	2455	併二短期生活Ⅱ 5	959	¥ 976	
加	項目コード	サービス内容略称		単 位	金 額			
	6350	短期生活相談員配置等加算		13	¥	14		
	6004	短期生活機能訓練体制加算		12	¥	13		
	6005	短期生活個別機能訓練加算		56	¥	57		
	6113	短期生活看護体制加算Ⅰ		4	¥	4		
	6115	短期生活看護体制加算Ⅱ		8	¥	9		
	6135	短期生活看護体制加算Ⅲ 1	利用定員29人以下	12	¥	13		
	6136	短期生活看護体制加算Ⅲ 2	利用定員30人以上50人以下	6	¥	7		
	6137	短期生活看護体制加算Ⅳ 1	利用定員29人以下	23	¥	24		
	6138	短期生活看護体制加算Ⅳ 2	利用定員30人以上50人以下	13	¥	14		
	6116	短期生活医療連携強化加算		58	¥	59		
	6117	短期生活夜勤職員配置加算Ⅰ	イのサービスを算定する場合	13	¥	14		
	6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	ロのサービスを算定する場合	18	¥	19		
	6123	短期生活夜勤職員配置加算Ⅲ		15	¥	16		
	6125	短期生活夜勤職員配置加算Ⅳ		20	¥	21		
	6121	短期生活認知症緊急対応加算	7日間限度	200	¥	204		
	6109	短期生活若年性認知症受入加算		120	¥	122		
	9200	短期入所生活介護送迎加算	片道	184	¥	188		
	6282	短生緊急短期入所受入加算	7日間限度	60	¥	61		
	6283	短期生活長期利用者提供減算		-30	¥	-31		
	6275	短期生活療養食加算		8	¥	9		
	6277	短期生活在宅中重度者受入加算 1	看護体制加算Ⅰを算定している場合	421	¥	429		
	6278	短期生活在宅中重度者受入加算 2	看護体制加算Ⅱを算定している場合	417	¥	424		
	6279	短期生活在宅中重度者受入加算 3	看護体制加算Ⅰ、Ⅱを算定している場合	413	¥	420		
	6280	短期生活在宅中重度者受入加算 4	看護体制加算を算定していない場合	425	¥	433		
	6133	短期生活認知症専門ケア加算Ⅰ		3	¥	3		
	6134	短期生活認知症専門ケア加算Ⅱ		4	¥	4		
	6100	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ 1		18	¥	19		
	6101	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ 2		12	¥	13		
	6102	短期生活サービス提供体制加算Ⅱ		6	¥	7		
	6103	短期生活サービス提供体制加算Ⅲ		6	¥	7		
	算							
	1月につき							
	6368	短期生活共生型サービス		所定単位数の 8%減算				
	4002	短期生活機能向上連携加算 1		200	¥	204		
4003	短期生活機能向上連携加算 2		100	¥	102			
6111	短期生活特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 27/1000加算					
6112	短期生活特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 23/1000加算					
6108	短期生活処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 83/1000加算					
6107	短期生活処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 60/1000加算					
6104	短期生活処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 33/1000加算					
6105	短期生活処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 33/1000 の90%加算					
6106	短期生活処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 33/1000 の80%加算					

22 短期入所療養介護（介護老人保健施設）

1 単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
1 介護老人保健施設短期入所療養介護費							
(1) 老健短期入所療養介護費（Ⅰ）							
a老健短期入所療養介護費（ⅰ）〈従来型個室〉【基本型】				b老健短期入所療養介護費（ⅱ）〈従来型個室〉【在宅強化型】			
1111	老短Ⅰⅰ1	755	¥ 766	1601	老短Ⅰⅱ1	797	¥ 809
1121	老短Ⅰⅰ2	801	¥ 813	1603	老短Ⅰⅱ2	868	¥ 881
1131	老短Ⅰⅰ3	862	¥ 874	1605	老短Ⅰⅱ3	930	¥ 943
1141	老短Ⅰⅰ4	914	¥ 927	1607	老短Ⅰⅱ4	986	¥ 1,000
1151	老短Ⅰⅰ5	965	¥ 979	1609	老短Ⅰⅱ5	1,041	¥ 1,056
c老健短期入所療養介護費（ⅲ）〈多床室〉【基本型】				d老健短期入所療養介護費（ⅳ）〈多床室〉【在宅強化型】			
1311	老短Ⅰⅲ1	829	¥ 841	1611	老短Ⅰⅳ1	876	¥ 889
1321	老短Ⅰⅲ2	877	¥ 890	1613	老短Ⅰⅳ2	950	¥ 964
1331	老短Ⅰⅲ3	938	¥ 952	1615	老短Ⅰⅳ3	1,012	¥ 1,027
1341	老短Ⅰⅲ4	989	¥ 1,003	1617	老短Ⅰⅳ4	1,068	¥ 1,083
1351	老短Ⅰⅲ5	1,042	¥ 1,057	1619	老短Ⅰⅳ5	1,124	¥ 1,140
(2) 老健短期入所療養介護費（Ⅱ）〈療養型老健・看護職配置〉							
a老健短期入所療養介護費（ⅰ）〈従来型個室〉【療養型】				b老健短期入所療養介護費（ⅱ）〈従来型個室〉【療養型】			
3111	老短Ⅱⅰ1	781	¥ 792	4401	老短Ⅱⅱ1	858	¥ 870
3121	老短Ⅱⅰ2	862	¥ 874	4403	老短Ⅱⅱ2	940	¥ 954
3131	老短Ⅱⅰ3	975	¥ 989	4405	老短Ⅱⅱ3	1,054	¥ 1,069
3141	老短Ⅱⅰ4	1,051	¥ 1,066	4407	老短Ⅱⅱ4	1,130	¥ 1,146
3151	老短Ⅱⅰ5	1,126	¥ 1,142	4409	老短Ⅱⅱ5	1,204	¥ 1,221
(3) 老健短期入所療養介護費（Ⅲ）〈療養型老健・看護オンコール体制〉 ~省略~							
(4) 老健短期入所療養介護費（Ⅳ）〈特別介護老人保健施設短期入所療養介護費〉 ~省略~							
2 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費							
(1) ユニット型老健短期入所療養介護費（Ⅰ）							
aユニット型老健短期入所（ⅰ）〈ユニット型個室〉【基本型】				bユニット型老健短期入所（ⅱ）〈ユニット型個室〉【在宅強化型】			
1411	コ老短Ⅰⅰ1	835	¥ 847	1621	コ老短Ⅰⅱ1	880	¥ 893
1421	コ老短Ⅰⅰ2	880	¥ 893	1623	コ老短Ⅰⅱ2	954	¥ 968
1431	コ老短Ⅰⅰ3	942	¥ 956	1625	コ老短Ⅰⅱ3	1,016	¥ 1,031
1441	コ老短Ⅰⅰ4	995	¥ 1,009	1627	コ老短Ⅰⅱ4	1,072	¥ 1,087
1451	コ老短Ⅰⅰ5	1,046	¥ 1,061	1629	コ老短Ⅰⅱ5	1,128	¥ 1,144
cユニット型老健短期入所（ⅲ）〈ユニット型準個室〉【基本型】				dユニット型老健短期入所（ⅳ）〈ユニット型個室の多床室〉【在宅強化型】			
1511	コ老短Ⅰⅲ1	835	¥ 847	1631	コ老短Ⅰⅳ1	880	¥ 893
1521	コ老短Ⅰⅲ2	880	¥ 893	1633	コ老短Ⅰⅳ2	954	¥ 968
1531	コ老短Ⅰⅲ3	942	¥ 956	1635	コ老短Ⅰⅳ3	1,016	¥ 1,031
1541	コ老短Ⅰⅲ4	995	¥ 1,009	1637	コ老短Ⅰⅳ4	1,072	¥ 1,087
1551	コ老短Ⅰⅲ5	1,046	¥ 1,061	1639	コ老短Ⅰⅳ5	1,128	¥ 1,144
(2) ユニット型老健短期入所（Ⅱ）〈療養型老健・看護職配置〉							
aユニット型老健短期入所（ⅰ）〈ユニット型個室〉【療養型】				bユニット型老健短期入所（ⅱ）〈ユニット型個室の多床室〉【療養型】			
3511	コ老短Ⅱⅰ1	943	¥ 957	4441	コ老短Ⅱⅱ1	943	¥ 957
3521	コ老短Ⅱⅰ2	1,024	¥ 1,039	4443	コ老短Ⅱⅱ2	1,024	¥ 1,039
3531	コ老短Ⅱⅰ3	1,138	¥ 1,154	4445	コ老短Ⅱⅱ3	1,138	¥ 1,154
3541	コ老短Ⅱⅰ4	1,214	¥ 1,231	4447	コ老短Ⅱⅱ4	1,214	¥ 1,231
3551	コ老短Ⅱⅰ5	1,288	¥ 1,306	4449	コ老短Ⅱⅱ5	1,288	¥ 1,306
(3) ユニット型老健短期入所療養介護費（Ⅲ）〈療養型老健・看護オンコール体制〉 ~省略~							
(4) 老健短期入所療養介護費（Ⅳ）〈特別介護老人保健施設短期入所療養介護費〉 ~省略~							
3 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りショート）							
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
1561	特定老短1	3時間以上4時間未満	656	¥	666		
1571	特定老短2	4時間以上6時間未満	908	¥	921		
1581	特定老短3	6時間以上8時間未満	1,261	¥	1,279		

22 短期入所療養介護（介護老人保健施設）			1 単位単価 10.14円	
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	
1 日につき				
6117	老短夜勤職員配置加算	24	¥	25
6111	老短個別リハビリ加算	240	¥	244
6254	老短認知症ケア加算	76	¥	77
6121	老短認知症緊急対応加算	7日間限度	200	¥ 203
6277	老短緊急短期入所受入加算	7日間限度	90	¥ 92
6109	老短若年性認知症受入加算 1		120	¥ 122
6110	老短若年性認知症受入加算 2		60	¥ 61
6278	老短重度療養管理加算 1		120	¥ 122
6279	老短重度療養管理加算 2	要介護4, 5に限る	60	¥ 61
6280	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ		3	¥ 3
6281	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ		4	¥ 4
1920	老短送迎加算	片道	184	¥ 187
6601	老短療養体制維持特別加算Ⅰ		27	¥ 28
6602	老短療養体制維持特別加算Ⅱ		57	¥ 58
6275	老短療養食加算	1日につき3回を限度	8	¥ 9
6133	老短認知症専門ケア加算Ⅰ		3	¥ 3
6134	老短認知症専門ケア加算Ⅱ		4	¥ 4
9000	老短緊急時治療管理 1	療養型老健以外の場合、月3日程度	518	¥ 526
6000	老短緊急時治療管理 2	療養型老健の場合、月3日程度	518	¥ 526
6100	老短サービス提供体制加算Ⅰ 1		18	¥ 19
6101	老短サービス提供体制加算Ⅰ 2		12	¥ 13
6102	老短サービス提供体制加算Ⅱ		6	¥ 6
6103	老短サービス提供体制加算Ⅲ		6	¥ 6
1 月につき				
6112	老短特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	21 / 1000	加算
6113	老短特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	17 / 1000	加算
6108	老短処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	39 / 1000	加算
6107	老短処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	29 / 1000	加算
6104	老短処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の	16 / 1000	加算
6105	老短処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の	16 / 1000	の90%加算
6106	老短処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の	16 / 1000	の80%加算
※ その他の減算 ～省略～				
療養病床を有する病院における短期入所療養介護				省 略
診療所における短期入所療養介護				
老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護				
介護医療院における短期入所療養介護				

17 福祉用具貸与				1 単位単価 10.00円	
項目コード	サービス内容略称	項目コード	サービス内容略称		
1001	車いす貸与	×	1008 スロープ貸与	×： 要支援1、 要支援2、 要介護1 の場合は 保険給付 対象外	
1002	車いす付属品貸与	×	1009 歩行器貸与		
1003	特殊寝台貸与	×	1010 歩行補助つえ貸与		
1004	特殊寝台付属品貸与	×	1011 徘徊感知機器貸与		×
1005	床ずれ防止用具貸与	×	1012 移動用リフト貸与		×
1006	体位変換器貸与	×	1013 自動排泄処理装置貸与		×
1007	手すり貸与				
【例外となる範囲】					
対象外種目	貸与が認められる場合		可否の判断基準		
ア 車イス及び車 イス付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に歩行が困難な者		基本調査1-7 「3.できない」		
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者		(ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者が判断)		
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に起き上がりが困難な者		基本調査1-4 「3.できない」		
	(2)日常的に寝返りが困難な者		基本調査1-3 「3.できない」		
ウ 床ずれ防止用 具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者		基本調査1-3 「3.できない」		
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある ②移動において全介助を必要としない		基本調査 3-1：「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外または3-2～3-7のいずれか。「2.できない」または3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外。 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 2-2「4.全介助」以外		
オ 移動用リフト ※(1)(2)(3)のいずれか	(1)日常的に立ち上がりが困難な者		基本調査1-8 「3.できない」		
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者		基本調査2-1 「3.一部介助」または「4.全介助」		
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者		(ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者が判断)		

71 夜間対応型訪問介護				1 単位単価 10.21円
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	
イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）				
1111	夜間訪問介護Ⅰ基本	1月	1,013	¥ 1,035
1121	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回		379	¥ 387
1131	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ	1回	578	¥ 591
1141	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ		778	¥ 795
ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）				
2111	夜間訪問介護Ⅱ	1月	2,751	¥ 2,809
加	6136	夜間訪問介護24時間通報対応加算	1月	610 ¥ 623
	4111	夜間訪問同一建物減算1		所定単位数の 10%減算
	4112	夜間訪問同一建物減算2		所定単位数の 15%減算
	6100	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ 1	1回	18 ¥ 19
	6101	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ 2		12 ¥ 13
	6110	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ 1	1月	126 ¥ 129
	6102	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ 2		84 ¥ 86
	6118	夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 63/1000加算
	6119	夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 42/1000加算
	6111	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 137/1000加算
	6109	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 100/1000加算
	6103	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 55/1000加算
	6105	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 55/1000 の90%加算
6107	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 55/1000 の80%加算	
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合				
契約期間が1月に満たない場合（日割計算用）				
1112	夜間訪問介護費Ⅰ基本・日割	1日	33	¥ 34
2112	夜間訪問介護費Ⅱ・日割		90	¥ 92

76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護								1 単位単価 10.21円		
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額			
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）【一体型】										
(1) 訪問看護サービスを行わない場合					(2) 訪問看護サービスを行う場合 准看護師の場合 ×98%					
1111	定期巡回随時Ⅰ11	5,680	¥ 5,800	1211	定期巡回随時Ⅰ21	8,287	¥ 8,461			
1121	定期巡回随時Ⅰ12	10,138	¥ 10,351	1221	定期巡回随時Ⅰ22	12,946	¥ 13,218			
1131	定期巡回随時Ⅰ13	16,833	¥ 17,187	1231	定期巡回随時Ⅰ23	19,762	¥ 20,177			
1141	定期巡回随時Ⅰ14	21,293	¥ 21,741	1241	定期巡回随時Ⅰ24	24,361	¥ 24,873			
1151	定期巡回随時Ⅰ15	25,752	¥ 26,293	1251	定期巡回随時Ⅰ25	29,512	¥ 30,132			
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）【連携型】										
2111	定期巡回随時Ⅱ1	5,680	¥ 5,800							
2121	定期巡回随時Ⅱ2	10,138	¥ 10,351							
2131	定期巡回随時Ⅱ3	16,833	¥ 17,187							
2141	定期巡回随時Ⅱ4	21,293	¥ 21,741							
2151	定期巡回随時Ⅱ5	25,752	¥ 26,293							
加	項目コード	サービス内容略称				単位/月	金額			
	通所介護等利用時の調整（1日につき）									
	4101	定期巡回通所利用減算1 1				-62	¥	-64		
	4102	定期巡回通所利用減算1 2				-111	¥	-114		
	4103	定期巡回通所利用減算1 3			イ(1)又はロを 算定する場合	-184	¥	-188		
	4104	定期巡回通所利用減算1 4				-233	¥	-238		
	4105	定期巡回通所利用減算1 5				-281	¥	-287		
	4106	定期巡回通所利用減算2 1				-91	¥	-93		
	4107	定期巡回通所利用減算2 2			イ(2)を 算定する場合	-141	¥	-144		
	4108	定期巡回通所利用減算2 3				-216	¥	-221		
4109	定期巡回通所利用減算2 4				-266	¥	-272			
4110	定期巡回通所利用減算2 5				-322	¥	-329			
1日につき										
4002	定期巡回初期加算			30日まで	30	¥	31			
1回につき										
4003	定期巡回退院時共同指導加算				600	¥	613			
1月につき										
4111	定期巡回同一建物減算1			同一敷地内建物	-600	¥	-613			
4113	定期巡回同一建物減算2			同一敷地内建物50人以上	-900	¥	-919			
3100	定期巡回緊急時訪問看護加算			(限度額外)	315	¥	322			
4000	定期巡回特別管理加算Ⅰ			(限度額外)	500	¥	511			
4001	定期巡回特別管理加算Ⅱ			(限度額外)	250	¥	256			
6100	定期巡回ターミナルケア加算			(限度額外) 死亡月	2,000	¥	2,042			
4010	定期巡回総合マネジメント体制加算			(限度額外)	1,000	¥	1,021			
4012	定期巡回生活機能向上連携加算Ⅰ				100	¥	103			
4013	定期巡回生活機能向上連携加算Ⅱ				200	¥	205			
6111	定期巡回サービス提供体制加算Ⅰ 1				640	¥	654			
6101	定期巡回サービス提供体制加算Ⅰ 2				500	¥	511			
6102	定期巡回サービス提供体制加算Ⅱ				350	¥	358			
6103	定期巡回サービス提供体制加算Ⅲ				350	¥	358			
6118	定期巡回特定処遇改善加算Ⅰ				所定単位数の 63 / 1000 加算					
6119	定期巡回特定処遇改善加算Ⅱ				所定単位数の 42 / 1000 加算					
6114	定期巡回処遇改善加算Ⅰ				所定単位数の 137 / 1000 加算					
6112	定期巡回処遇改善加算Ⅱ				所定単位数の 100 / 1000 加算					
6104	定期巡回処遇改善加算Ⅲ				所定単位数の 55 / 1000 加算					
6106	定期巡回処遇改善加算Ⅳ				所定単位数の 55 / 1000 の90%加算					
6108	定期巡回処遇改善加算Ⅴ				所定単位数の 55 / 1000 の80%加算					
契約期間が1月に満たない場合（日割計算用）										
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）【一体型】										
(1) 訪問看護サービスを行わない場合					(2) 訪問看護サービスを行う場合 准看護師の場合 ×98%					
1112	定期巡回随時Ⅰ11・日割	187	¥ 191	1212	定期巡回随時Ⅰ21・日割	273	¥ 279			
1122	定期巡回随時Ⅰ12・日割	333	¥ 340	1222	定期巡回随時Ⅰ22・日割	426	¥ 435			
1132	定期巡回随時Ⅰ13・日割	554	¥ 566	1232	定期巡回随時Ⅰ23・日割	650	¥ 664			
1142	定期巡回随時Ⅰ14・日割	700	¥ 715	1242	定期巡回随時Ⅰ24・日割	801	¥ 818			
1152	定期巡回随時Ⅰ15・日割	847	¥ 865	1252	定期巡回随時Ⅰ25・日割	971	¥ 992			
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）【連携型】										
					加 算					
2112	定期巡回随時Ⅱ1・日割	187	¥ 191	4112	定期巡回同一建物減算1日割	-20	¥	-21		
2122	定期巡回随時Ⅱ2・日割	333	¥ 340	4114	定期巡回同一建物減算2日割	-30	¥	-31		
2132	定期巡回随時Ⅱ3・日割	554	¥ 566							
2142	定期巡回随時Ⅱ4・日割	700	¥ 715							
2152	定期巡回随時Ⅱ5・日割	847	¥ 865							

78 地域密着型 通所介護

1 単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額																																																																																																																																																																
イ 地域密着型通所介護																																																																																																																																																																							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満																																																																																																																																																																			
1141	地域通所介護21・時減	300	¥ 305	1241	地域通所介護1 1	409	¥ 415																																																																																																																																																																
1142	地域通所介護22・時減	344	¥ 349	1242	地域通所介護1 2	469	¥ 476																																																																																																																																																																
1143	地域通所介護23・時減	389	¥ 395	1243	地域通所介護1 3	530	¥ 538																																																																																																																																																																
1144	地域通所介護24・時減	432	¥ 438	1244	地域通所介護1 4	589	¥ 598																																																																																																																																																																
1145	地域通所介護25・時減	477	¥ 484	1245	地域通所介護1 5	651	¥ 661																																																																																																																																																																
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満																																																																																																																																																																			
1246	地域通所介護2 1	428	¥ 434	1341	地域通所介護3 1	645	¥ 654																																																																																																																																																																
1247	地域通所介護2 2	491	¥ 498	1342	地域通所介護3 2	761	¥ 772																																																																																																																																																																
1248	地域通所介護2 3	555	¥ 563	1343	地域通所介護3 3	879	¥ 892																																																																																																																																																																
1249	地域通所介護2 4	617	¥ 626	1344	地域通所介護3 4	995	¥ 1,009																																																																																																																																																																
1250	地域通所介護2 5	682	¥ 692	1345	地域通所介護3 5	1,113	¥ 1,129																																																																																																																																																																
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満																																																																																																																																																																			
1346	地域通所介護4 1	666	¥ 676	1441	地域通所介護5 1	739	¥ 750																																																																																																																																																																
1347	地域通所介護4 2	786	¥ 797	1442	地域通所介護5 2	873	¥ 886																																																																																																																																																																
1348	地域通所介護4 3	908	¥ 921	1443	地域通所介護5 3	1,012	¥ 1,027																																																																																																																																																																
1349	地域通所介護4 4	1,029	¥ 1,044	1444	地域通所介護5 4	1,150	¥ 1,167																																																																																																																																																																
1350	地域通所介護4 5	1,150	¥ 1,167	1445	地域通所介護5 5	1,288	¥ 1,306																																																																																																																																																																
8 時間以上 9 時間未満				9 時間以上10時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)																																																																																																																																																																			
1446	地域通所介護6 1	768	¥ 779	1541	地域通所介護61・延1	818	¥ 830																																																																																																																																																																
1447	地域通所介護6 2	908	¥ 921	1542	地域通所介護62・延1	958	¥ 972																																																																																																																																																																
1448	地域通所介護6 3	1,052	¥ 1,067	1543	地域通所介護63・延1	1,102	¥ 1,118																																																																																																																																																																
1449	地域通所介護6 4	1,197	¥ 1,214	1544	地域通所介護64・延1	1,247	¥ 1,265																																																																																																																																																																
1450	地域通所介護6 5	1,339	¥ 1,358	1545	地域通所介護65・延1	1,389	¥ 1,409																																																																																																																																																																
ロ 療養通所介護																																																																																																																																																																							
3 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 8 時間未満																																																																																																																																																																			
4140	地域療養通所介護1	1,012	¥ 1,027	4141	地域療養通所介護	1,519	¥ 1,541																																																																																																																																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目コード</th> <th>サービス内容略称</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">1 日につき</td> </tr> <tr> <td>6350</td> <td>地域通所介護生活相談員配置等加算</td> <td>13</td> <td>¥ 14</td> </tr> <tr> <td>5301</td> <td>地域通所介護入浴介助加算</td> <td>50</td> <td>¥ 51</td> </tr> <tr> <td>5306</td> <td>地域通所介護中重度者ケア体制加算</td> <td>45</td> <td>¥ 46</td> </tr> <tr> <td>5051</td> <td>地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ</td> <td>46</td> <td>¥ 47</td> </tr> <tr> <td>5052</td> <td>地域通所介護個別機能訓練加算Ⅱ</td> <td>56</td> <td>¥ 57</td> </tr> <tr> <td>5305</td> <td>地域通所介護認知症加算</td> <td>60</td> <td>¥ 61</td> </tr> <tr> <td>6109</td> <td>地域通所介護若年性認知症受入加算</td> <td>60</td> <td>¥ 61</td> </tr> <tr> <td>6201</td> <td>認知通所介護栄養スクーリング加算</td> <td>1回につき</td> <td>5 ¥ 5</td> </tr> <tr> <td>5613</td> <td>地域通所介護個別送迎体制強化加算</td> <td>210</td> <td>¥ 213</td> </tr> <tr> <td>5614</td> <td>地域通所介護入浴介助体制強化加算</td> <td>60</td> <td>¥ 61</td> </tr> <tr> <td>5611</td> <td>地域通所介護同一建物減算</td> <td>-94</td> <td>¥ -96</td> </tr> <tr> <td>5612</td> <td>地域通所介護送迎減算</td> <td>片道につき</td> <td>-47 ¥ -48</td> </tr> <tr> <td>6100</td> <td>地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 1</td> <td>18</td> <td>¥ 19</td> </tr> <tr> <td>6101</td> <td>地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 2</td> <td>12</td> <td>¥ 13</td> </tr> <tr> <td>6102</td> <td>地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ</td> <td>6</td> <td>¥ 6</td> </tr> <tr> <td>6103</td> <td>地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ</td> <td>6</td> <td>¥ 6</td> </tr> <tr> <td colspan="8">月2回限度</td> </tr> <tr> <td>5605</td> <td>地域通所介護栄養改善加算</td> <td>6月に1回限度：1回</td> <td>150 ¥ 153</td> </tr> <tr> <td>5606</td> <td>地域通所介護口腔機能向上加算</td> <td></td> <td>150 ¥ 153</td> </tr> <tr> <td colspan="8">1 月につき</td> </tr> <tr> <td>6364</td> <td>地域通所介護共生型サービス生活介護</td> <td>所定単位数の 7%減算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6365</td> <td>地域通所介護共生型サービス自立訓練</td> <td>所定単位数の 5%減算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6366</td> <td>地域通所介護共生型サービス児童発達支援</td> <td>所定単位数の 10%減算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6367</td> <td>地域通所介護共生型サービス放課後等デイ</td> <td>所定単位数の 10%減算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4002</td> <td>地域通所介護生活機能向上連携加算1</td> <td>200</td> <td>¥ 203</td> </tr> <tr> <td>4003</td> <td>地域通所介護生活機能向上連携加算2</td> <td>100</td> <td>¥ 102</td> </tr> <tr> <td>6340</td> <td>地域通所介護ADL維持等加算Ⅰ</td> <td>3</td> <td>¥ 3</td> </tr> <tr> <td>6341</td> <td>地域通所介護ADL維持等加算Ⅱ</td> <td>6</td> <td>¥ 6</td> </tr> <tr> <td>6111</td> <td>地域通所特定介護処遇改善加算Ⅰ</td> <td>所定単位数の 12/1000加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6112</td> <td>地域通所特定介護処遇改善加算Ⅱ</td> <td>所定単位数の 10/1000加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6108</td> <td>地域通所介護処遇改善加算Ⅰ</td> <td>所定単位数の 59/1000加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6107</td> <td>地域通所介護処遇改善加算Ⅱ</td> <td>所定単位数の 43/1000加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6104</td> <td>地域通所介護処遇改善加算Ⅲ</td> <td>所定単位数の 23/1000加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6105</td> <td>地域通所介護処遇改善加算Ⅳ</td> <td>所定単位数の 23/1000 の90%加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6106</td> <td>地域通所介護処遇改善加算Ⅴ</td> <td>所定単位数の 23/1000 の80%加算</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	1 日につき								6350	地域通所介護生活相談員配置等加算	13	¥ 14	5301	地域通所介護入浴介助加算	50	¥ 51	5306	地域通所介護中重度者ケア体制加算	45	¥ 46	5051	地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ	46	¥ 47	5052	地域通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	56	¥ 57	5305	地域通所介護認知症加算	60	¥ 61	6109	地域通所介護若年性認知症受入加算	60	¥ 61	6201	認知通所介護栄養スクーリング加算	1回につき	5 ¥ 5	5613	地域通所介護個別送迎体制強化加算	210	¥ 213	5614	地域通所介護入浴介助体制強化加算	60	¥ 61	5611	地域通所介護同一建物減算	-94	¥ -96	5612	地域通所介護送迎減算	片道につき	-47 ¥ -48	6100	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 1	18	¥ 19	6101	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 2	12	¥ 13	6102	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ	6	¥ 6	6103	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ	6	¥ 6	月2回限度								5605	地域通所介護栄養改善加算	6月に1回限度：1回	150 ¥ 153	5606	地域通所介護口腔機能向上加算		150 ¥ 153	1 月につき								6364	地域通所介護共生型サービス生活介護	所定単位数の 7%減算		6365	地域通所介護共生型サービス自立訓練	所定単位数の 5%減算		6366	地域通所介護共生型サービス児童発達支援	所定単位数の 10%減算		6367	地域通所介護共生型サービス放課後等デイ	所定単位数の 10%減算		4002	地域通所介護生活機能向上連携加算1	200	¥ 203	4003	地域通所介護生活機能向上連携加算2	100	¥ 102	6340	地域通所介護ADL維持等加算Ⅰ	3	¥ 3	6341	地域通所介護ADL維持等加算Ⅱ	6	¥ 6	6111	地域通所特定介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 12/1000加算		6112	地域通所特定介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 10/1000加算		6108	地域通所介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 59/1000加算		6107	地域通所介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 43/1000加算		6104	地域通所介護処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 23/1000加算		6105	地域通所介護処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 23/1000 の90%加算		6106	地域通所介護処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 23/1000 の80%加算	
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額																																																																																																																																																																				
1 日につき																																																																																																																																																																							
6350	地域通所介護生活相談員配置等加算	13	¥ 14																																																																																																																																																																				
5301	地域通所介護入浴介助加算	50	¥ 51																																																																																																																																																																				
5306	地域通所介護中重度者ケア体制加算	45	¥ 46																																																																																																																																																																				
5051	地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ	46	¥ 47																																																																																																																																																																				
5052	地域通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	56	¥ 57																																																																																																																																																																				
5305	地域通所介護認知症加算	60	¥ 61																																																																																																																																																																				
6109	地域通所介護若年性認知症受入加算	60	¥ 61																																																																																																																																																																				
6201	認知通所介護栄養スクーリング加算	1回につき	5 ¥ 5																																																																																																																																																																				
5613	地域通所介護個別送迎体制強化加算	210	¥ 213																																																																																																																																																																				
5614	地域通所介護入浴介助体制強化加算	60	¥ 61																																																																																																																																																																				
5611	地域通所介護同一建物減算	-94	¥ -96																																																																																																																																																																				
5612	地域通所介護送迎減算	片道につき	-47 ¥ -48																																																																																																																																																																				
6100	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 1	18	¥ 19																																																																																																																																																																				
6101	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 2	12	¥ 13																																																																																																																																																																				
6102	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ	6	¥ 6																																																																																																																																																																				
6103	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ	6	¥ 6																																																																																																																																																																				
月2回限度																																																																																																																																																																							
5605	地域通所介護栄養改善加算	6月に1回限度：1回	150 ¥ 153																																																																																																																																																																				
5606	地域通所介護口腔機能向上加算		150 ¥ 153																																																																																																																																																																				
1 月につき																																																																																																																																																																							
6364	地域通所介護共生型サービス生活介護	所定単位数の 7%減算																																																																																																																																																																					
6365	地域通所介護共生型サービス自立訓練	所定単位数の 5%減算																																																																																																																																																																					
6366	地域通所介護共生型サービス児童発達支援	所定単位数の 10%減算																																																																																																																																																																					
6367	地域通所介護共生型サービス放課後等デイ	所定単位数の 10%減算																																																																																																																																																																					
4002	地域通所介護生活機能向上連携加算1	200	¥ 203																																																																																																																																																																				
4003	地域通所介護生活機能向上連携加算2	100	¥ 102																																																																																																																																																																				
6340	地域通所介護ADL維持等加算Ⅰ	3	¥ 3																																																																																																																																																																				
6341	地域通所介護ADL維持等加算Ⅱ	6	¥ 6																																																																																																																																																																				
6111	地域通所特定介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 12/1000加算																																																																																																																																																																					
6112	地域通所特定介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 10/1000加算																																																																																																																																																																					
6108	地域通所介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 59/1000加算																																																																																																																																																																					
6107	地域通所介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 43/1000加算																																																																																																																																																																					
6104	地域通所介護処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 23/1000加算																																																																																																																																																																					
6105	地域通所介護処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 23/1000 の90%加算																																																																																																																																																																					
6106	地域通所介護処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 23/1000 の80%加算																																																																																																																																																																					

72 認知症対応型通所介護

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
イ 認知症対応型通所介護 I							
(1) 認知症対応型通所介護 (i)							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
1141	認知症通所介護 I i 21・時滞	357	¥ 362	1241	認知症通所介護 I i 11	540	¥ 548
1142	認知症通所介護 I i 22・時滞	392	¥ 398	1242	認知症通所介護 I i 12	594	¥ 603
1143	認知症通所介護 I i 23・時滞	429	¥ 435	1243	認知症通所介護 I i 13	650	¥ 660
1144	認知症通所介護 I i 24・時滞	465	¥ 472	1244	認知症通所介護 I i 14	705	¥ 715
1145	認知症通所介護 I i 25・時滞	501	¥ 508	1245	認知症通所介護 I i 15	759	¥ 770
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
1246	認知症通所介護 I i 21	566	¥ 574	1341	認知症通所介護 I i 31	853	¥ 865
1247	認知症通所介護 I i 22	623	¥ 632	1342	認知症通所介護 I i 32	945	¥ 959
1248	認知症通所介護 I i 23	681	¥ 691	1343	認知症通所介護 I i 33	1,035	¥ 1,050
1249	認知症通所介護 I i 24	738	¥ 749	1344	認知症通所介護 I i 34	1,127	¥ 1,143
1250	認知症通所介護 I i 25	795	¥ 807	1345	認知症通所介護 I i 35	1,219	¥ 1,236
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
1346	認知症通所介護 I i 41	875	¥ 888	1441	認知症通所介護 I i 51	989	¥ 1,003
1347	認知症通所介護 I i 42	969	¥ 983	1442	認知症通所介護 I i 52	1,097	¥ 1,113
1348	認知症通所介護 I i 43	1,061	¥ 1,076	1443	認知症通所介護 I i 53	1,204	¥ 1,221
1349	認知症通所介護 I i 44	1,156	¥ 1,173	1444	認知症通所介護 I i 54	1,312	¥ 1,331
1350	認知症通所介護 I i 45	1,250	¥ 1,268	1445	認知症通所介護 I i 55	1,420	¥ 1,440
8 時間以上 9 時間未満				9 時間以上 10 時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)			
1446	認知症通所介護 I i 61	1,021	¥ 1,036	1541	認知症通所介護 I i 61・延1	1,071	¥ 1,086
1447	認知症通所介護 I i 62	1,132	¥ 1,148	1542	認知症通所介護 I i 62・延1	1,182	¥ 1,199
1448	認知症通所介護 I i 63	1,242	¥ 1,260	1543	認知症通所介護 I i 63・延1	1,292	¥ 1,310
1449	認知症通所介護 I i 64	1,355	¥ 1,374	1544	認知症通所介護 I i 64・延1	1,405	¥ 1,425
1450	認知症通所介護 I i 65	1,465	¥ 1,486	1545	認知症通所介護 I i 65・延1	1,515	¥ 1,537
(2) 認知症対応型通所介護 (ii)							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
2141	認知症通所介護 I ii 21・時滞	323	¥ 328	2241	認知症通所介護 I ii 11	489	¥ 496
2142	認知症通所介護 I ii 22・時滞	355	¥ 360	2242	認知症通所介護 I ii 12	538	¥ 546
2143	認知症通所介護 I ii 23・時滞	387	¥ 393	2243	認知症通所介護 I ii 13	586	¥ 595
2144	認知症通所介護 I ii 24・時滞	420	¥ 426	2244	認知症通所介護 I ii 14	636	¥ 645
2145	認知症通所介護 I ii 25・時滞	452	¥ 459	2245	認知症通所介護 I ii 15	685	¥ 695
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
2246	認知症通所介護 I ii 21	512	¥ 520	2341	認知症通所介護 I ii 31	767	¥ 778
2247	認知症通所介護 I ii 22	563	¥ 571	2342	認知症通所介護 I ii 32	849	¥ 861
2248	認知症通所介護 I ii 23	615	¥ 624	2343	認知症通所介護 I ii 33	931	¥ 944
2249	認知症通所介護 I ii 24	666	¥ 676	2344	認知症通所介護 I ii 34	1,011	¥ 1,026
2250	認知症通所介護 I ii 25	717	¥ 727	2345	認知症通所介護 I ii 35	1,094	¥ 1,110
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
2346	認知症通所介護 I ii 41	786	¥ 797	2441	認知症通所介護 I ii 51	889	¥ 902
2347	認知症通所介護 I ii 42	871	¥ 884	2442	認知症通所介護 I ii 52	984	¥ 998
2348	認知症通所介護 I ii 43	955	¥ 969	2443	認知症通所介護 I ii 53	1,081	¥ 1,097
2349	認知症通所介護 I ii 44	1,037	¥ 1,052	2444	認知症通所介護 I ii 54	1,177	¥ 1,194
2350	認知症通所介護 I ii 45	1,122	¥ 1,138	2445	認知症通所介護 I ii 55	1,272	¥ 1,290
8 時間以上 9 時間未満				9 時間以上 10 時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)			
2446	認知症通所介護 I ii 61	917	¥ 930	2541	認知症通所介護 I ii 61・延1	967	¥ 981
2447	認知症通所介護 I ii 62	1,015	¥ 1,030	2542	認知症通所介護 I ii 62・延1	1,065	¥ 1,080
2448	認知症通所介護 I ii 63	1,115	¥ 1,131	2543	認知症通所介護 I ii 63・延1	1,165	¥ 1,182
2449	認知症通所介護 I ii 64	1,215	¥ 1,232	2544	認知症通所介護 I ii 64・延1	1,265	¥ 1,283
2450	認知症通所介護 I ii 65	1,314	¥ 1,333	2545	認知症通所介護 I ii 65・延1	1,364	¥ 1,383

72 認知症対応型通所介護					1 単位単価 10.17円			
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	
□ 認知症対応型通所介護Ⅱ								
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満				
3141	認知症通所介護Ⅱ 21・時減	175	¥ 178	3241	認知症通所介護Ⅱ 11	265	¥ 269	
3142	認知症通所介護Ⅱ 22・時減	181	¥ 184	3242	認知症通所介護Ⅱ 12	275	¥ 279	
3143	認知症通所介護Ⅱ 23・時減	187	¥ 190	3243	認知症通所介護Ⅱ 13	284	¥ 288	
3144	認知症通所介護Ⅱ 24・時減	193	¥ 196	3244	認知症通所介護Ⅱ 14	293	¥ 298	
3145	認知症通所介護Ⅱ 25・時減	200	¥ 203	3245	認知症通所介護Ⅱ 15	303	¥ 308	
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満				
3246	認知症通所介護Ⅱ 21	277	¥ 281	3341	認知症通所介護Ⅱ 31	443	¥ 450	
3247	認知症通所介護Ⅱ 22	288	¥ 292	3342	認知症通所介護Ⅱ 32	458	¥ 465	
3248	認知症通所介護Ⅱ 23	297	¥ 302	3343	認知症通所介護Ⅱ 33	475	¥ 482	
3249	認知症通所介護Ⅱ 24	307	¥ 312	3344	認知症通所介護Ⅱ 34	491	¥ 498	
3250	認知症通所介護Ⅱ 25	317	¥ 322	3345	認知症通所介護Ⅱ 35	507	¥ 514	
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満				
3346	認知症通所介護Ⅱ 41	455	¥ 462	3441	認知症通所介護Ⅱ 51	520	¥ 528	
3347	認知症通所介護Ⅱ 42	470	¥ 477	3442	認知症通所介護Ⅱ 52	539	¥ 547	
3348	認知症通所介護Ⅱ 43	487	¥ 494	3443	認知症通所介護Ⅱ 53	557	¥ 565	
3349	認知症通所介護Ⅱ 44	503	¥ 510	3444	認知症通所介護Ⅱ 54	575	¥ 583	
3350	認知症通所介護Ⅱ 45	519	¥ 527	3445	認知症通所介護Ⅱ 55	595	¥ 604	
8 時間以上 9 時間未満				9 時間以上 10 時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)				
3446	認知症通所介護Ⅱ 61	537	¥ 545	3541	認知症通所介護Ⅱ 61・延1	587	¥ 596	
3447	認知症通所介護Ⅱ 62	556	¥ 564	3542	認知症通所介護Ⅱ 62・延1	606	¥ 615	
3448	認知症通所介護Ⅱ 63	575	¥ 583	3543	認知症通所介護Ⅱ 63・延1	625	¥ 634	
3449	認知症通所介護Ⅱ 64	594	¥ 603	3544	認知症通所介護Ⅱ 64・延1	644	¥ 653	
3450	認知症通所介護Ⅱ 65	615	¥ 624	3545	認知症通所介護Ⅱ 65・延1	665	¥ 675	
加	項目コード	サービス内容略称			単 位		金 額	
	1 日につき							
	5301	認知通所介護入浴介助加算			50		¥ 51	
	5050	認知通所介護個別機能訓練加算			27		¥ 28	
	6109	認知通所介護若年性認知症受入加算			60		¥ 61	
	5611	認知通所介護同一建物減算			-94		¥ -96	
	5612	認知通所介護送迎減算	片道		-47		¥ -48	
	6201	認知通所介護栄養スクーリング加算	1 回につき		5		¥ 5	
	6100	認知通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 1			18		¥ 19	
	6101	認知通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 2			12		¥ 13	
	6102	認知通所介護サービス提供体制加算Ⅱ			6		¥ 7	
	月 2 回限度							
	5606	認知通所介護栄養改善加算			150		¥ 153	
5607	認知通所介護口腔機能向上加算			150		¥ 153		
1 月につき								
4002	認知通所介護生活機能向上連携加算 1			200		¥ 203		
4003	認知通所介護生活機能向上連携加算 2			100		¥ 102		
6118	認知通所特定介護処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の 31 / 1000 加算				
6119	認知通所特定介護処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の 24 / 1000 加算				
6107	認知通所介護処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の 104 / 1000 加算				
6106	認知通所介護処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の 76 / 1000 加算				
6103	認知通所介護処遇改善加算Ⅲ			所定単位数の 42 / 1000 加算				
6104	認知通所介護処遇改善加算Ⅳ			所定単位数の 42 / 1000 の 90% 加算				
6105	認知通所介護処遇改善加算Ⅴ			所定単位数の 42 / 1000 の 80% 加算				

73 小規模多機能型居宅介護

居宅介護支援
給付管理対象外

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
1 月につき			
1111	小規模多機能 1 1	10,364	¥ 10,541
1121	小規模多機能 1 2	15,232	¥ 15,491
1131	小規模多機能 1 3	22,157	¥ 22,534
1141	小規模多機能 1 4	24,454	¥ 24,870
1151	小規模多機能 1 5	26,964	¥ 27,423
1211	小規模多機能 2 1	9,338	¥ 9,497
1221	小規模多機能 2 2	13,724	¥ 13,958
1231	小規模多機能 2 3	19,963	¥ 20,303
1241	小規模多機能 2 4	22,033	¥ 22,408
1251	小規模多機能 2 5	24,295	¥ 24,708
1 日につき			
6300	小規模多機能型居宅介護初期加算	30	¥ 31
4000	小規模多機能型看取り連携体制加算	64	¥ 65
6201	小規模多機能型栄養スクリーニング加算	5	¥ 5
1 月につき			
6128	小規模多機能型認知症加算Ⅰ	800	¥ 814
6129	小規模多機能型認知症加算Ⅱ	500	¥ 509
6137	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅰ	900	¥ 916
6138	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅱ	700	¥ 712
6141	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅲ	480	¥ 489
4005	小規模多機能型訪問体制強化加算	1,000	¥ 1,017
4010	小規模多機能型総合マネジメント加算	1,000	¥ 1,017
6109	小規模多機能型若年性認知症利用者受入加算	800	¥ 814
4002	小規模多機能型生活機能向上連携加算Ⅰ	100	¥ 102
4003	小規模多機能型生活機能向上連携加算Ⅱ	200	¥ 204
6100	小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅰ 1	640	¥ 651
6101	小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅰ 2	500	¥ 509
6102	小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅱ	350	¥ 356
6103	小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅲ	350	¥ 356
6118	小規模多機能型特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 15 / 1000 加算	
6119	小規模多機能型特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 12 / 1000 加算	
6112	小規模多機能型処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 102 / 1000 加算	
6110	小規模多機能型処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 74 / 1000 加算	
6104	小規模多機能型処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 41 / 1000 加算	
6106	小規模多機能型処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 41 / 1000 の 90% 加算	
6108	小規模多機能型処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 41 / 1000 の 80% 加算	
契約期間が 1 月に満たない場合 (日割計算用)			
1112	小規模多機能 1 1 ・日割	341	¥ 347
1122	小規模多機能 1 2 ・日割	501	¥ 510
1132	小規模多機能 1 3 ・日割	729	¥ 742
1142	小規模多機能 1 4 ・日割	804	¥ 818
1152	小規模多機能 1 5 ・日割	887	¥ 902
1212	小規模多機能 2 1 ・日割	307	¥ 313
1222	小規模多機能 2 2 ・日割	451	¥ 459
1232	小規模多機能 2 3 ・日割	657	¥ 669
1242	小規模多機能 2 4 ・日割	725	¥ 738
1252	小規模多機能 2 5 ・日割	799	¥ 813

77 看護小規模多機能型居宅介護

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額				
1 月につき							
1111	看護小規模 1 1		12,401	¥ 12,612			
1121	看護小規模 1 2	同一建物 以外	17,352	¥ 17,647			
1131	看護小規模 1 3		24,392	¥ 24,807			
1141	看護小規模 1 4		27,665	¥ 28,136			
1151	看護小規模 1 5		31,293	¥ 31,825			
1211	看護小規模 2 1		11,173	¥ 11,363			
1221	看護小規模 2 2	同一建物 に居住 する場合	15,634	¥ 15,900			
1231	看護小規模 2 3		21,977	¥ 22,351			
1241	看護小規模 2 4		24,926	¥ 25,350			
1251	看護小規模 2 5		28,195	¥ 28,675			
1 月につき							
6021	看護小規模訪問看護体制減算 1		-925	¥ -941			
6023	看護小規模訪問看護体制減算 2		-925	¥ -941			
6025	看護小規模訪問看護体制減算 3		-925	¥ -941			
6027	看護小規模訪問看護体制減算 4		-1,850	¥ -1,882			
6029	看護小規模訪問看護体制減算 5		-2,914	¥ -2,964			
6001	看護小規模医療訪問看護減算 1	末期の悪性腫瘍 等により医療保 険の訪問看護が 行われる場合の 減算	-925	¥ -941			
6003	看護小規模医療訪問看護減算 2		-925	¥ -941			
6005	看護小規模医療訪問看護減算 3		-925	¥ -941			
6007	看護小規模医療訪問看護減算 4		-1,850	¥ -1,882			
6009	看護小規模医療訪問看護減算 5		-2,914	¥ -2,964			
6128	看護小規模認知症加算 I		800	¥ 814			
6129	看護小規模認知症加算 II		500	¥ 509			
6109	看護小規模若年性認知症状利用者受入加算		800	¥ 814			
6139	看護小規模事業開始支援加算		500	¥ 509			
3100	看護小規模緊急時訪問看護加算	(限度額外)	574	¥ 584			
4000	看護小規模特別管理加算 I	(限度額外)	500	¥ 509			
4001	看護小規模特別管理加算 II	(限度額外)	250	¥ 255			
6100	看護小規模ターミナルケア加算	(限度額外) 死亡月	2,000	¥ 2,034			
4014	看護小規模看護体制強化加算 I		3,000	¥ 3,051			
4015	看護小規模看護体制強化加算 II		2,500	¥ 2,543			
4005	看護小規模訪問体制強化加算		1,000	¥ 1,017			
4010	看護小規模総合マネジメント加算	(限度額外)	1,000	¥ 1,017			
6111	看護小規模サービス提供体制加算 I 1		640	¥ 651			
6101	看護小規模サービス提供体制加算 I 2		500	¥ 509			
6102	看護小規模サービス提供体制加算 II		350	¥ 356			
6103	看護小規模サービス提供体制加算 III		350	¥ 356			
6118	看護小規模特定処遇改善加算 I		所定単位数の 15 / 1000 加算				
6119	看護小規模特定処遇改善加算 II		所定単位数の 12 / 1000 加算				
6114	看護小規模処遇改善加算 I		所定単位数の 102 / 1000 加算				
6112	看護小規模処遇改善加算 II		所定単位数の 74 / 1000 加算				
6104	看護小規模処遇改善加算 III		所定単位数の 41 / 1000 加算				
6106	看護小規模処遇改善加算 IV		所定単位数の 41 / 1000 の 90% 加算				
6108	看護小規模処遇改善加算 V		所定単位数の 41 / 1000 の 80% 加算				
1 日につき							
6011	看護小規模訪問看護特別指示減算 1	特別の指示によ り頻回に医療保 険の訪問看護が 行われる場合の 減算	-30	¥ -31			
6012	看護小規模訪問看護特別指示減算 2		-30	¥ -31			
6013	看護小規模訪問看護特別指示減算 3		-30	¥ -31			
6014	看護小規模訪問看護特別指示減算 4		-60	¥ -61			
6015	看護小規模訪問看護特別指示減算 5		-95	¥ -97			
6300	看護小規模初期加算		30	¥ 31			
1 回につき							
6109	看護小規模栄養スクリーニング加算	6月に1回限度：1回	5	¥ 5			
4003	看護小規模退院時共同指導加算	1回につき	600	¥ 611			
契約期間が 1 月に満たない場合 (日割計算用)							
同一建物以外			同一建物に居住する場合				
			准看護師の場合 ×98%				
1112	看護小規模 11・日割	408	¥ 417	1212	看護小規模 21・日割	368	¥ 376
1122	看護小規模 12・日割	571	¥ 583	1222	看護小規模 22・日割	514	¥ 525
1132	看護小規模 13・日割	802	¥ 819	1232	看護小規模 23・日割	723	¥ 739
1142	看護小規模 14・日割	910	¥ 930	1242	看護小規模 24・日割	820	¥ 838
1152	看護小規模 15・日割	1,029	¥ 1,051	1252	看護小規模 25・日割	927	¥ 947

43 居宅介護支援

1 単位単価
10.21円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額		
居宅介護支援費（Ⅰ） 取扱件数：40件未満					
2111	居宅支援Ⅰ 1 要介護 1、2	1,057	¥ 10,791		
2211	居宅支援Ⅰ 2 要介護 3、4、5	1,373	¥ 14,018		
居宅介護支援費（Ⅱ） 取扱件数：40件以上60件未満					
3111	居宅支援Ⅱ 1 要介護 1、2	529	¥ 5,401		
3211	居宅支援Ⅱ 2 要介護 3、4、5	686	¥ 7,004		
居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱件数：60件以上					
4111	居宅支援Ⅲ 1 要介護 1、2	317	¥ 3,236		
4211	居宅支援Ⅲ 2 要介護 3、4、5	411	¥ 4,196		
加 算	4001	居宅支援初回加算	月 1 回	300	¥ 3,063
	4002	居宅支援特定事業所加算Ⅰ	月 1 回	500	¥ 5,105
	4003	居宅支援特定事業所加算Ⅱ	月 1 回	400	¥ 4,084
	4004	居宅支援特定事業所加算Ⅲ	月 1 回	300	¥ 3,063
	4005	居宅支援特定事業所加算Ⅳ	月 1 回	125	¥ 1,276
	6125	居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ	月 1 回	200	¥ 2,042
	6129	居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ	月 1 回	100	¥ 1,021
	6132	居宅支援退院退所加算Ⅰ 1	入院または入所期間中につき1回を限度	450	¥ 4,594
	6143	居宅支援退院退所加算Ⅰ 2		600	¥ 6,126
	6144	居宅支援退院退所加算Ⅱ 1		600	¥ 6,126
	6145	居宅支援退院退所加算Ⅱ 2		750	¥ 7,657
	6146	居宅支援退院退所加算Ⅲ		900	¥ 9,189
	6100	居宅支援ターミナルケアマネジメント加算		400	¥ 4,084
	6131	居宅支援小規模多機能型連携加算	月 1 回	300	¥ 3,063
6134	居宅支援看護小規模多機能連携加算	月 1 回	300	¥ 3,063	
6133	居宅支援緊急時等居宅カンファレンス加算	月 2 回を限度	200	¥ 2,042	

●基本単位の取扱いについて（老企第36号 第3の7）

(1) 取扱件数の取扱い

基本単位の居宅介護支援費(Ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅱ)、居宅介護支援費(Ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該居宅介護支援事業所全体の利用者（月末に給付管理を行っている者をいう）の総数に指定介護予防支援事業所から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数とする。

(2) 居宅介護支援費の割り当て

居宅介護支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1件目から39件目（常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定すること。

●入院時情報連携加算

イ 入院時情報連携加算（Ⅰ）： 200単位/月

¥ 2,042

利用者が病院又は診療所へ入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）： 100単位/月

¥ 1,021

利用者が病院又は診療所へ入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

必要な情報とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいう。

また、情報提供を行った日時、場所（医療機関に向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられる。

<解説> 日数の数え方

「3日以内」とは、入院した当日は含まず、翌日を1日目とカウントします。（例 4月1日に入院した場合は、4月2日：1日目、4月3日：2日目、4月4日：3日目となります）

※根拠：民法第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間は午前0時から始まるときは、この限りではない。（初日不算入の原則）

<様式> 情報提供の様式

入院時情報連携加算に係る様式例があります。札幌市介護支援専門員連絡協議会のホームページをご参照ください。

43 居宅介護支援

1 単位単価

10.21円

●初回加算：300単位/月

¥ 3,063

初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

●退院・退所加算

病院もしくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人保健施設もしくは介護保険施設（以下「介護保険施設等」）へ入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービス（以下「居宅サービス等」）を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度して所定単位数を算定できる。ただし次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ：450単位

¥ 4,594

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ：600単位

¥ 6,126

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

ハ 退院・退所加算（Ⅱ）イ：600単位

¥ 6,126

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。

ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ：750単位

¥ 7,657

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること。

ホ 退院・退所加算（Ⅲ）：900単位

¥ 9,189

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

<様式> 加算算定に伴う様式

退院・退所加算に係る様式例があります。札幌市介護支援専門員連絡協議会のホームページをご参照ください。

<参考> 退院・退所加算の構成

	イ	ロ
加算（Ⅰ）	情報収集 1回 450単位	カンファレンス 1回 600単位
加算（Ⅱ）	情報収集 2回 600単位	情報収集 1回 750単位 カンファレンス 1回
加算（Ⅲ）		情報収集 2回 900単位 カンファレンス 1回

※カンファレンスも情報収集として考えます

同加算のカンファレンスは、診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものとされてます。退院時共同指導料2の注3には、

- ・入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、
- ・在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、
- ・保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、
- ・保険薬局の保険薬剤師、
- ・訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、
- ・介護支援専門員又は相談支援専門員

のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。とあります。

<参考>

Q 「3者以上と共同して指導を行った場合」の「3者」とはどのようにカウントすればよいのか。

A 「3者」とは、算定する保険医療機関の関係者を除外したうえでの数。したがって、実際現場に集まるのは4者以上（入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等以外に、在宅療養担当医師等、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員等）となる。

これらの要件に十分留意した上で、同加算の算定をされますようお願いいたします。

また、当該医療機関で、多機関共同指導加算を算定されるかどうかも確認するとよいでしょう。

43 居宅介護支援		1 単位単価 10.21円
●小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 : 300単位/月		¥ 3,063
当該加算は、介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に、算定を行うものである。ただし、当該小規模多機能型居宅介護事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者については算定することができない。また、当該加算は利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定することができるものとする。		
●看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 : 300単位/月		¥ 3,063
当該加算は、介護支援専門員が、看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の看護小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に算定を行うものである。ただし、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者については算定することができない。また、当該加算は利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定することができるものとする。		
●緊急時等居宅カンファレンス加算 : 200単位/回(月2回を限度)		¥ 2,042
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。 (1) 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日(指導した日が異なる場合は指導日もあわせて)、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。 (2) 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス等の調整を行うなど適切に対応すること。		
●ターミナルケアマネジメント加算 : 400単位/月		¥ 4,084
在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る)に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ※ 居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の基準 ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。		
●特定事業所加算の取扱いについて		
イ 特定事業所加算(Ⅰ) : 500単位/月		¥ 5,105
次のいずれにも適合すること。 (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に関催すること。 (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 (5) 算定日が属する月の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。 (6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 (8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 (9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 (10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。 (11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力又は協力体制を確保していること。 (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。		
ロ 特定事業所加算(Ⅱ) : 400単位/月		¥ 4,084
次のいずれにも適合すること。 (1) イ(2)、(3)、(4)及び(6)から(12)までの基準に適合すること。 (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。		
ハ 特定事業所加算(Ⅲ) : 300単位/月		¥ 3,063
次のいずれにも適合すること。 (1) イ(3)、(4)及び(6)から(12)までの基準に適合すること。 (2) ロ(2)の基準に適合すること。 (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。		

43 居宅介護支援

1 単位単価

10.21円

ニ 特定事業所加算 (Ⅳ) : 125単位/月

¥ 1,276

次のいずれにも適合すること。

- (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数(第85号のイからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう)の合計が35回以上であること。
(イからホ ⇒ 前述「退院・退所加算」のイからホの内容)
- (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。
- (3) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。

●特定事業所集中減算の取扱いについて(老企第36号 第3の10)

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という)を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のいずれかについて90%を超えた場合に減算する。

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については、9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県知事に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のそれぞれが位置づけられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が80%を越えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

(4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)に提出すること。なお、都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)において適正に判断されたい。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められた場合
(例)利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他正当な理由と都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が認めた場合

●居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（第3の6）

「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」について、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

- (1) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。
- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- (2) 次の掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (3) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」）にあたっては、次の場合に減算されるものであること。
- ① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事業がない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情がない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

参考

◇月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等（老企第36号 第3の1）

死亡、入院等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」）第14条第1項に規定する文書（給付管理票）を市町村（審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

◇月の途中で、事業者の変更がある場合（第3の2）

利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く）。届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

◇月の途中で、要介護度に変更があった場合（第3の3）

要介護1又は要介護2と、要介護3から要介護5までは居宅サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱いは、月末のみ居宅介護支援費を算定するものとする（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く）。における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。

◇月の途中で、他の市町村に転出する場合（第3の4）

利用者が月の途中で他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票を転入日以降の給付管理票も別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

◇サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合（第3の5）

サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。

62 介護予防 訪問入浴介護				1 単位単価 10.21円		
項目コード	サービス内容略称	単位	金額			
1 回につき						
1111	予防訪問入浴		849	¥	867	
1112	予防訪問入浴・部分浴	清拭又は部分浴 ×70%	595	¥	608	
1121	予防訪問入浴・職員	介護職員3名 ×95%	807	¥	824	
1122	予防訪問入浴・職員・部分浴	×95%×70%	565	¥	577	
加	4111	予防訪問入浴同一建物減算1	所定単位数の 10%減算			
	4112	予防訪問入浴同一建物減算2	所定単位数の 15%減算			
	6100	予訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 1	(Ⅰ)イ	36	¥	37
	6101	予訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 2	(Ⅰ)ロ	24	¥	25
	1 月につき					
	6113	予防訪問入浴特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 21/1000加算		
	6114	予防訪問入浴特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 15/1000加算		
	6106	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 58/1000加算		
	6105	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 42/1000加算		
	6102	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 23/1000加算		
算	6103	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 23/1000 の90%加算		
	6104	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 23/1000 の80%加算		
	※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					
	※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合					

63 介護予防 訪問看護				1 単位単価 10.21円			
項目コード	サービス内容略称	時間	単位	金額			
訪問看護ステーション	1010	予訪看Ⅰ 1	20分未満	301	¥	308	
	1111	予訪看Ⅰ 2	30分未満	449	¥	459	
	1211	予訪看Ⅰ 3	1時間未満	790	¥	807	
	1311	予訪看Ⅰ 4	1.5時間未満	1,084	¥	1,107	
	1331	予訪看Ⅰ 4・長	1.5時間以上	1,384	¥	1,413	
	1501	予訪看Ⅰ 5	OT、PT、ST	287	¥	293	
	1521	予訪看Ⅰ 5・2超	1日に2回を超えて実施する場合	258	¥	264	
	3100	予防緊急時訪問看護加算1	1月につき	574	¥	586	
	病院診療所	2010	予訪看Ⅱ 1	20分未満	254	¥	260
		2111	予訪看Ⅱ 2	30分未満	380	¥	388
2211		予訪看Ⅱ 3	1時間未満	550	¥	562	
2311		予訪看Ⅱ 4	1.5時間未満	810	¥	827	
2331		予訪看Ⅱ 4・長	1.5時間以上	1,110	¥	1,134	
3200		予防緊急時訪問看護加算2	1月につき	315	¥	322	
加	4111	予防訪問看護同一建物減算1	所定単位数の 10%減算				
	4112	予防訪問看護同一建物減算2	所定単位数の 15%減算				
	4000	予防訪問看護特別管理加算Ⅰ	1月につき	500	¥	511	
	4001	予防訪問看護特別管理加算Ⅱ		250	¥	256	
	4002	予防訪問看護初回加算	1月につき	300	¥	307	
	4003	予防訪問看護退院時共同指導加算	1回につき	600	¥	613	
	4004	予防訪問看護介護連携強化加算		250	¥	256	
	4005	予防看護体制強化加算	1月につき	300	¥	307	
		複数名訪問加算Ⅰ	複数の看護師等が同時に30分未満	254	¥	260	
		複数名訪問加算Ⅰ	複数の看護師等が同時に30分以上	402	¥	411	
		複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助と同時に30分未満	201	¥	206	
		複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助と同時に30分以上	317	¥	324	
	算	6101	予防訪問看護サービス提供体制加算1	1回につき	6	¥	7
		※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合							
※准看護師の場合 ×90%							
※2人以上による場合 30分未満 +254単位、30分以上 +402単位							
※夜間早朝の場合 ×25%加算 ※深夜の場合 ×50%加算							
※複数名加算：省略							

64 介護予防 訪問リハビリテーション			1 単位単価 10.17円		
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額		
1 回 (20分) につき					
病院・診療所の場合					
2111	予防訪問リハビリ1	292	¥	297	
介護老人保健施設の場合					
2211	予防訪問リハビリ2	292	¥	297	
介護医療院の場合					
2311	予防訪問リハビリ3	292	¥	297	
加 算	4111	予防訪問リハ同一建物減算1	— 1月につき 所定単位数の 10%減算		
	4112	予防訪問リハ同一建物減算2	— 1月につき 所定単位数の 15%減算		
	5001	予防訪問リハ短期集中リハ加算	200	¥	204
	5615	予防訪問リハマネジメント加算	230	¥	234
	5010	予防訪問リハ計画診療未実施減算	-20	¥	-21
	5005	予防訪問リハ事業所評価加算	120	¥	122
	6101	訪問リハサービス提供体制加算	6	¥	7
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合					

34 介護予防 居宅療養管理指導			1 単位単価 10.00円			
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額			
医師が行う場合 (月2回限度)						
1111	予防医師居宅療養Ⅰ1	単一建物居住者1人に対して行う場合	509	¥	509	
1113	予防医師居宅療養Ⅰ2	単一建物居住者2～9	485	¥	485	
1115	予防医師居宅療養Ⅰ3	単一建物居住者10～	444	¥	444	
在宅時医学総合管理料等を算定する場合						
1112	予防医師居宅療養Ⅱ1	単一建物居住者1人に対して行う場合	295	¥	295	
1114	予防医師居宅療養Ⅱ2	単一建物居住者2～9	285	¥	285	
1116	予防医師居宅療養Ⅱ3	単一建物居住者10～	261	¥	261	
歯科医師が行う場合 (月2回限度)						
2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	単一建物居住者1人に対して行う場合	509	¥	509	
2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ	単一建物居住者2～9	485	¥	485	
2113	予防歯科医師居宅療養Ⅲ	単一建物居住者10～	444	¥	444	
薬剤師が行う場合【医療機関の薬剤師】 (月2回限度)						
1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1	単一建物居住者1人に対して行う場合	560	¥	560	
1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1・特薬	単一建物居住者1人に対して行う場合・特別な薬剤	660	¥	660	
1251	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2	単一建物居住者2～9	415	¥	415	
1252	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2・特薬	単一建物居住者2～9・特別な薬剤	515	¥	515	
1271	予防薬剤師居宅療養Ⅰ3	単一建物居住者10～	379	¥	379	
1272	予防薬剤師居宅療養Ⅰ3・特薬	単一建物居住者10～・特別な薬剤	479	¥	479	
薬剤師が行う場合【薬局の薬剤師】						
単一建物居住者1人に対して行う場合						
1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 限度	509	¥	509
1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	月4回 限度	609	¥	609
1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 限度	509	¥	509
1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	月8回 限度	609	¥	609
単一建物居住者2～9人						
1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 限度	377	¥	377
1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	月4回 限度	477	¥	477
1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 限度	377	¥	377
1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	月8回 限度	477	¥	477
単一建物居住者10人～						
1273	予防薬剤師居宅療養Ⅱ5	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 限度	345	¥	345
1274	予防薬剤師居宅療養Ⅱ5・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	月4回 限度	445	¥	445
1275	予防薬剤師居宅療養Ⅱ6	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 限度	345	¥	345
1276	予防薬剤師居宅療養Ⅱ6・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	月8回 限度	445	¥	445
管理栄養士が行う場合 (月2回限度)						
1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ	単一建物居住者1人に対して行う場合	539	¥	539	
1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ	単一建物居住者2～9	485	¥	485	
1133	予防管理栄養士居宅療養Ⅲ	単一建物居住者10～	444	¥	444	
歯科衛生士等が行う場合 (月4回限度)						
1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	単一建物居住者1人に対して行う場合	356	¥	356	
1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ	単一建物居住者2～9	324	¥	324	
1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ	単一建物居住者10～	296	¥	296	

25 介護予防 短期入所療養介護 (介護老人保健施設)					1 単位単価 10.14円	
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	金額
1 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費						
(1) 老健介護予防短期入所療養介護費 (I)						
a老健短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> 【基本型】				b老健短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室> 【在宅強化型】		
1111	予老短 I i 1	580	¥ 589	1601	予老短 I ii 1	621 ¥ 630
1121	予老短 I i 2	721	¥ 731	1603	予老短 I ii 2	762 ¥ 773
c老健短期入所療養介護費 (iii) <多床室> 【基本型】				d老健短期入所療養介護費 (iv) <多床室> 【在宅強化型】		
1311	予老短 I iii 1	613	¥ 622	1611	予老短 I iv 1	660 ¥ 670
1321	予老短 I iii 2	768	¥ 779	1613	予老短 I iv 2	816 ¥ 828
(2) 老健介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養型老健・看護職配置>						
a老健短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> 【療養型】				b老健短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室> 【療養型】		
3111	予老短 II i 1	584	¥ 593	4401	予老短 II ii 1	621 ¥ 630
3121	予老短 II i 2	725	¥ 736	4403	予老短 II ii 2	777 ¥ 788
(3) 老健介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制> ~省略~						
(4) 老健介護予防短期入所療養介護費 (IV) ~省略~						
2 ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費						
(1) ユニット型老健介護予防短期入所療養介護費 (I)						
aユニット型老健短期入所 (i) <ユニット型個室> 【基本型】				bユニット型老健短期入所 (ii) <ユニット型個室> 【在宅強化型】		
1411	予ユ老短 I i 1	623	¥ 632	1621	予ユ老短 I ii 1	668 ¥ 678
1421	予ユ老短 I i 2	781	¥ 792	1623	予ユ老短 I ii 2	826 ¥ 838
cユニット型老健短期入所 (iii) <ユニット型個室の多床室> 【基本型】				dユニット型老健短期入所 (iv) <ユニット型個室の多床室> 【在宅強化型】		
1511	予ユ老短 I iii 1	623	¥ 632	1631	予ユ老短 I iv 1	668 ¥ 678
1521	予ユ老短 I iii 2	781	¥ 792	1633	予ユ老短 I iv 2	826 ¥ 838
(2) ユニット型介護予防老健短期入所 (II) <療養型老健・看護職配置>						
aユニット型老健短期入所 (i) <ユニット型個室> 【療養型】				bユニット型老健短期入所 (ii) <ユニット型個室の多床室> 【療養型】		
3511	予ユ老短 II i 1	651	¥ 661	4441	予ユ老短 II ii 1	651 ¥ 661
3521	予ユ老短 II i 2	809	¥ 821	4443	予ユ老短 II ii 2	809 ¥ 821
(3) ユニット型老健介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制> ~省略~						
(4) ユニット型老健介護予防短期入所療養介護費 (IV) ~省略~						
加算						
項目コード	サービス内容略称			単位	金額	
1 日につき						
6117	予老短夜勤職員配置加算			24	¥ 25	
6111	予老短個別リハビリ加算			240	¥ 244	
6121	予老短認知症緊急対応加算			7日間限度	200	¥ 203
6109	予老短若年性認知症受入加算			120	¥ 122	
6280	予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算 I			34	¥ 35	
6281	予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算 II			46	¥ 47	
1920	予老短送迎加算			片道	184	¥ 187
6601	予老短療養体制維持特別加算 I			27	¥ 28	
6602	予老短療養体制維持特別加算 II			57	¥ 58	
6275	予老短療養食加算			1日につき3回を限度	8	¥ 9
6133	予老短認知症専門ケア加算 I			3	¥ 3	
6134	予老短認知症専門ケア加算 II			4	¥ 4	
9000	予老短緊急時治療管理 1			月3日	518	¥ 526
6000	予老短緊急時治療管理 2			限度	518	¥ 526
6100	予老短サービス提供体制加算 I 1			18	¥ 19	
6101	予老短サービス提供体制加算 I 2			12	¥ 13	
6102	予老短サービス提供体制加算 II			6	¥ 6	
6103	予老短サービス提供体制加算 III			6	¥ 6	
1 月につき						
6112	予老短特定処遇改善加算 I			所定単位数の	21 / 1000 加算	
6113	予老短特定処遇改善加算 II			所定単位数の	17 / 1000 加算	
6108	予老短処遇改善加算 I			所定単位数の	39 / 1000 加算	
6107	予老短処遇改善加算 II			所定単位数の	29 / 1000 加算	
6104	予老短処遇改善加算 III			所定単位数の	16 / 1000 加算	
6105	予老短処遇改善加算 IV			所定単位数の	16 / 1000 の90%加算	
6106	予老短処遇改善加算 V			所定単位数の	16 / 1000 の80%加算	
※ その他の減算 ~省略~						
療養病床を有する病院における短期入所療養介護						
診療所における短期入所療養介護						
老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護						
介護医療院における短期入所療養介護						
省略						

74 介護予防 認知症対応型通所介護					1 単位単価 10.17円				
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額						
イ 介護予防認知症対応型通所介護Ⅰ									
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費 (i) (単独型)									
3 時間以上 4 時間未満			4 時間以上 5 時間未満						
1241	予防認知通所介護Ⅰ i 11	473	¥	481	1243	予防認知通所介護Ⅰ i 21	495	¥	504
1242	予防認知通所介護Ⅰ i 12	523	¥	532	1244	予防認知通所介護Ⅰ i 22	548	¥	558
5 時間以上 6 時間未満			6 時間以上 7 時間未満						
1341	予防認知通所介護Ⅰ i 31	738	¥	751	1343	予防認知通所介護Ⅰ i 41	757	¥	770
1342	予防認知通所介護Ⅰ i 32	824	¥	838	1344	予防認知通所介護Ⅰ i 42	846	¥	861
7 時間以上 8 時間未満			8 時間以上 9 時間未満						
1441	予防認知通所介護Ⅰ i 51	856	¥	871	1443	予防認知通所介護Ⅰ i 61	883	¥	898
1442	予防認知通所介護Ⅰ i 52	956	¥	973	1444	予防認知通所介護Ⅰ i 62	986	¥	1,003
9 時間以上10時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)									
1541	予防認知通所介護Ⅰ i 61・延1	933	¥	949					
1542	予防認知通所介護Ⅰ i 62・延1	1,036	¥	1,054					
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費 (ii) (併設型)									
3 時間以上 4 時間未満			4 時間以上 5 時間未満						
2241	予防認知通所介護Ⅱ ii 11	427	¥	435	2243	予防認知通所介護Ⅱ ii 21	447	¥	455
2242	予防認知通所介護Ⅱ ii 12	474	¥	482	2244	予防認知通所介護Ⅱ ii 22	496	¥	505
5 時間以上 6 時間未満			6 時間以上 7 時間未満						
2341	予防認知通所介護Ⅱ ii 31	664	¥	676	2343	予防認知通所介護Ⅱ ii 41	681	¥	693
2342	予防認知通所介護Ⅱ ii 32	740	¥	753	2344	予防認知通所介護Ⅱ ii 42	759	¥	772
7 時間以上 8 時間未満			8 時間以上 9 時間未満						
2441	予防認知通所介護Ⅱ ii 51	769	¥	782	2443	予防認知通所介護Ⅱ ii 61	794	¥	808
2442	予防認知通所介護Ⅱ ii 52	859	¥	874	2444	予防認知通所介護Ⅱ ii 62	886	¥	901
9 時間以上10時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)									
2541	予防認知通所介護Ⅱ ii 61・延1	844	¥	859					
2542	予防認知通所介護Ⅱ ii 62・延1	936	¥	952					
ロ 介護予防認知症対応型通所介護Ⅱ (共用型)									
3 時間以上 4 時間未満			4 時間以上 5 時間未満						
3241	予防認知通所介護Ⅱ 11	246	¥	251	3243	予防認知通所介護Ⅱ 21	258	¥	263
3242	予防認知通所介護Ⅱ 12	260	¥	265	3244	予防認知通所介護Ⅱ 22	272	¥	277
5 時間以上 6 時間未満			6 時間以上 7 時間未満						
3341	予防認知通所介護Ⅱ 31	411	¥	418	3343	予防認知通所介護Ⅱ 41	422	¥	430
3342	予防認知通所介護Ⅱ 32	434	¥	442	3344	予防認知通所介護Ⅱ 42	445	¥	453
7 時間以上 8 時間未満			8 時間以上 9 時間未満						
3441	予防認知通所介護Ⅱ 51	482	¥	491	3443	予防認知通所介護Ⅱ 61	498	¥	507
3442	予防認知通所介護Ⅱ 52	510	¥	519	3444	予防認知通所介護Ⅱ 62	526	¥	535
9 時間以上10時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)									
3541	予防認知通所介護Ⅱ 61・延1	548	¥	558					
3542	予防認知通所介護Ⅱ 61・延1	576	¥	586					
加 算									
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額						
1 日につき									
5301	予認通所介護入浴介助加算	50	¥	51					
5050	予認通所介護個別機能訓練加算	27	¥	28					
6109	予認通所介護若年性認知症受入加算	60	¥	61					
6201	予認通所介護栄養スクーリング加算	1回につき	5	¥	5				
5611	予認通所介護同一建物減算		-94	¥	-96				
5612	予認通所介護送迎減算	片道	-47	¥	-48				
6100	予認通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 1		18	¥	19				
6101	予認通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 2		12	¥	13				
6102	予認通所介護サービス提供体制加算Ⅱ		6	¥	7				
1 月につき									
5606	予認通所介護栄養改善加算	150	¥	153					
5607	予認通所介護口腔機能向上加算	150	¥	153					
4002	予認通所介護生活機能向上連携加算1	200	¥	203					
4003	予認通所介護生活機能向上連携加算2	100	¥	102					
6118	予認通所特定介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	31	／	1000	加算			
6119	予認通所特定介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	24	／	1000	加算			
6107	予認通所介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	104	／	1000	加算			
6106	予認通所介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	76	／	1000	加算			
6103	予認通所介護処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の	42	／	1000	加算			
6104	予認通所介護処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の	42	／	1000	の90%加算			
6105	予認通所介護処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の	42	／	1000	の80%加算			

75 介護予防 小規模多機能型居宅介護				1 単位単価 10.17円	
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額		
1 月につき					
1111	予小規模多機能 1 1	同一建物 以外	3,418	¥	3,477
1121	予小規模多機能 1 2		6,908	¥	7,026
1211	予小規模多機能 2 1	同一建物 に居住	3,080	¥	3,133
1221	予小規模多機能 2 2		6,224	¥	6,330
1 日につき					
6300	予小多機能居宅介護初期加算		30	¥	31
6201	小多機能型栄養スクーリング加算	6月に1回限度：1回	5	¥	5
1 月につき					
6109	予小多機能若年性認知症利用者受入加算		450	¥	458
4010	予小多機能総合マネジメント加算		1,000	¥	1,017
4002	予小多機能生活機能向上連携加算Ⅰ		100	¥	102
4003	予小多機能生活機能向上連携加算Ⅱ		200	¥	204
6100	予小多機能サービス提供体制加算Ⅰ 1		640	¥	651
6101	予小多機能サービス提供体制加算Ⅰ 2		500	¥	509
6102	予小多機能サービス提供体制加算Ⅱ		350	¥	356
6103	予小多機能サービス提供体制加算Ⅲ		350	¥	356
6118	予小規模多機能特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 15 / 1000 加算		
6119	予小規模多機能特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 12 / 1000 加算		
6112	予小規模多機能処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 102 / 1000 加算		
6110	予小規模多機能処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 74 / 1000 加算		
6104	予小規模多機能処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 41 / 1000 加算		
6106	予小規模多機能処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 41 / 1000 の90%加算		
6108	予小規模多機能処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 41 / 1000 の80%加算		
契約期間が1月に満たない場合（日割計算用）					
1112	予小規模多機能 1 1・日割	同一建物 以外	112	¥	114
1122	予小規模多機能 1 2・日割		227	¥	231
1212	予小規模多機能 2 1・日割	同一建物 に居住	101	¥	103
1222	予小規模多機能 2 2・日割		205	¥	209

67 介護予防 福祉用具貸与				1 単位単価 10.00円		
項目コード	サービス内容略称	項目コード	サービス内容略称			
1001	予防車いす貸与	×	1008	予防スロープ貸与	×： 要支援1、 要支援2、 要介護1 の場合は 保険給付 対象外	
1002	予防車いす付属品貸与	×	1009	予防歩行器貸与		
1003	予防特殊寝台貸与	×	1010	予防歩行補助つえ貸与		
1004	予防特殊寝台付属品貸与	×	1011	予防徘徊感知機器貸与		×
1005	予防床ずれ防止用具貸与	×	1012	予防移動用リフト貸与		×
1006	予防体位変換器貸与	×	1013	予防自動排泄処理装置貸与		×
1007	予防手すり貸与					
【例外となる範囲】 19 ページを参照						

46 介護予防支援				1 単位単価 10.21円	
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額		
2111	介護予防支援	431	¥	4,400	
4001	介護予防支援初回加算	300	¥	3,063	
6131	介護予防支援小規模多機能連携加算	300	¥	3,063	
●初回加算：300単位/月					
指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月つき所定単位数を加算する。					
② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合					
③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合					
●介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：300単位/月					
利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。					

A2 札幌市訪問型サービス（独自）			1 単位単価 10.21円	
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	
1 月につき				
イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ） 事業対象者、要支援1・2（週1回程度）				
1111	訪問型独自サービスⅠ	1,172	¥	1,197
1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	1,055	¥	1,078
ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ） 事業対象者、要支援1・2（週2回程度）				
1211	訪問型独自サービスⅡ	2,342	¥	2,392
1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	2,108	¥	2,153
ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ） 事業対象者、要支援1・2（週2回を超える程度）				
1321	訪問型独自サービスⅢ	3,715	¥	3,793
1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	3,344	¥	3,415
1 回につき				
ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ） 事業対象者、要支援1・2（週1回程度）【45分未満】月4回まで				
2411	訪問型独自サービスⅣ	194	¥	198
2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	175	¥	179
ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ） 事業対象者、要支援1・2（週1回程度）【45～60分未満】月4回まで				
2421	訪問型独自サービスⅣ／2	261	¥	267
2424	訪問型独自サービスⅣ／2・同一	235	¥	240
ヘ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ） 事業対象者、要支援1・2（週1回程度）【60分以上】月3回まで				
2431	訪問型独自サービスⅣ／3	267	¥	273
2434	訪問型独自サービスⅣ／3・同一	240	¥	245
ト 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ） 事業対象者、要支援1・2（週2回程度）【45分未満】月8回まで				
2511	訪問型独自サービスⅤ	194	¥	198
2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	175	¥	179
チ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ） 事業対象者、要支援1・2（週2回程度）【45～60分未満】月8回まで				
2521	訪問型独自サービスⅤ／2	261	¥	267
2524	訪問型独自サービスⅤ／2・同一	235	¥	240
リ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ） 事業対象者、要支援1・2（週2回程度）【60分以上】月7回まで				
2531	訪問型独自サービスⅤ／3	271	¥	277
2534	訪問型独自サービスⅤ／3・同一	244	¥	250
1 月につき				
又 初回加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用（いずれを選択しても可）				
4001	訪問型独自サービス初回加算	200	¥	205
4011	訪問型独自サービス初回加算／2	200	¥	205
4021	訪問型独自サービス初回加算／3	200	¥	205
加 ル 生活機能向上加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用（いずれを選択しても可）				
4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	100	¥	103
4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算／2	100	¥	103
4022	訪問型独自サービス生活機能向上加算／3	100	¥	103
算 ヲ 介護職員処遇改善加算				
6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 137／1000加算		
6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 100／1000加算		
6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 55／1000加算		
6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 55／1000 の90%加算		
6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 55／1000 の80%加算		
ワ 介護職員等特定処遇改善加算				
6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 63／1000加算		
6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 42／1000加算		

- * 「介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%」は、省略。
- ※1 イに関わらず、ニからへの各項目で定める回数までのサービスを行った場合は、ニからへにより算定した単位数とする。ただし、ニからへまでにより算出した単位数の合計がイを越える場合は、イを適用するものとする。
- ※2 ロに関わらず、トからリの各項目で定める回数までのサービスを行った場合は、トからリにより算出した単位数とする。ただし、トからリまでにより算出した単位数の合計がロを越える場合は、ロを適用するものとする。
- ※3 ヲ、ワについて、所定単位数はイからルまでにより算出した単位数の合計。
- ※4 ルについては、平成30年9月サービス提供分までを請求する時は「4002」、「4012」、「4022」いずれかひとつのコードで請求する。平成30年10月サービス提供分から生活機能向上連携加算（Ⅰ）を請求する時は「4003」、「4013」、「4023」いずれかひとつのコードで請求する。平成30年10月サービス提供分から生活機能向上連携加算（Ⅱ）を請求する時は「4002」、「4012」、「4022」いずれかひとつのコードで請求する。
- ※5 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。
- ※6 各種加算のサービスコードは、基本サービス費が「パターン2または3」の場合でも「パターン1」で請求は可能だが、事業所の請求ソフトが「パターン2または3」でしか請求できない場合もあるため、「パターン1」と「パターン2」と「パターン3」を設定。ただし、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A6 札幌市通所型サービス（独自）			1 単位単価 10.14円	
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	
通所型サービス費（独自）通所介護相当型 【4時間以上】※身体介護・生活援助				
1111	通所型独自サービス1 イ 事業対象者・要支援1（週1回程度）	月	1,655	¥ 1,679
1121	通所型独自サービス2 ロ 要支援2（週2回程度）	月	3,393	¥ 3,441
1113	通所型独自サービス1回数 ハ 事業対象者・要支援1 ※3回/月まで	回	380	¥ 386
1123	通所型独自サービス2回数 ニ 要支援2 ※7回/月まで	回	391	¥ 397
通所型サービス費（独自）時間短縮型 【4時間未満】※運動や機能訓練に特化				
1211	通所型独自サービス/21 ホ 事業対象者・要支援1（週1回程度）	月	1,321	¥ 1,340
1221	通所型独自サービス/22 ヘ 要支援2（週2回程度）	月	2,709	¥ 2,747
1213	通所型独自サービス/21回数 ト 事業対象者・要支援1 ※3回/月まで	回	330	¥ 335
1223	通所型独自サービス/22回数 チ 要支援2 ※7回/月まで	回	338	¥ 343
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合				
通所型サービス費（独自）通所介護相当型 【4時間以上】※身体介護・生活援助				
1311	通所型独自サービス/31 リ 事業対象者・要支援1（週1回程度）	月	1,279	¥ 1,297
1321	通所型独自サービス/32 ヌ 要支援2（週2回程度）	月	2,641	¥ 2,678
1313	通所型独自サービス/31回数 ル 事業対象者・要支援1 ※3回/月まで	回	286	¥ 290
1323	通所型独自サービス/32回数 ヲ 要支援2 ※7回/月まで	回	297	¥ 302
通所型サービス費（独自）時間短縮型 【4時間未満】※運動や機能訓練に特化				
1411	通所型独自サービス/41 ワ 事業対象者・要支援1（週1回程度）	月	945	¥ 959
1421	通所型独自サービス/42 カ 要支援2（週2回程度）	月	1,957	¥ 1,985
1413	通所型独自サービス/41回数 ヨ 事業対象者・要支援1 ※3回/月まで	回	236	¥ 240
1423	通所型独自サービス/42回数 タ 要支援2 ※7回/月まで	回	244	¥ 248

- ※1 イに関わらず、ハで定める回数までのサービスを行った場合は、ハにより算定した単位数とする。
 ※2 ロに関わらず、ニで定める回数までのサービスを行った場合は、ニにより算定した単位数とする。
 ※3 ホに関わらず、トで定める回数までのサービスを行った場合は、トにより算定した単位数とする。
 ※4 ヘに関わらず、チで定める回数までのサービスを行った場合は、チにより算定した単位数とする。
 ※5 リに関わらず、ルで定める回数までのサービスを行った場合は、ルにより算定した単位数とする。
 ※6 ヌに関わらず、ヲで定める回数までのサービスを行った場合は、ヲにより算定した単位数とする。
 ※7 ワに関わらず、ヨで定める回数までのサービスを行った場合は、ヨにより算定した単位数とする。
 ※8 カに関わらず、タで定める回数までのサービスを行った場合は、タにより算定した単位数とする。
 ※9 ハ、ト、ル、ヨを併用した場合、ハ、ト、ル、ヨにより算出した単位数の合計がイを越える場合は、イを適用するものとする。
 ※10 ニ、チ、ヲ、タを併用した場合、ニ、チ、ヲ、タにより算出した単位数お合計がロを越える場合は、ロを適用するものとする。

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	
1月につき				
若年性認知症利用者受入加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)				
6109	通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算	240	¥	244
6129	通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算/2	240	¥	244
6139	通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算/3	240	¥	244
6149	通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算/4	240	¥	244
レ 生活機能向上グループ活動加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)				
5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	100	¥	102
5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	100	¥	102
5030	通所型独自生活向上グループ活動加算/3	100	¥	102
5040	通所型独自生活向上グループ活動加算/4	100	¥	102
ロ 運動器機能向上加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)				
5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	225	¥	229
5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	225	¥	229
5022	通所型独自サービス運動器機能向上加算/3	225	¥	229
5032	通所型独自サービス運動器機能向上加算/4	225	¥	229
ハ 栄養改善加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)				
5003	通所型独自サービス栄養改善加算	150	¥	153
5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	150	¥	153
5023	通所型独自サービス栄養改善加算/3	150	¥	153
5033	通所型独自サービス栄養改善加算/4	150	¥	153
ニ 口腔機能向上加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)				
5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	150	¥	153
5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	150	¥	153
5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算/3	150	¥	153
5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算/4	150	¥	153

A6 札幌市通所型サービス（独自）		1 単位単価 10.14円	
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
ナ 選択のサービス複数実施加算			
(1) 選択のサービス複数実施加算(I) 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)			
5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	480	¥ 487
5016	通所型独自複数サービス実施加算 I / 2 1	運動器機能向上 及び 栄養改善	480 ¥ 487
5026	通所型独自複数サービス実施加算 I / 3 1	480	¥ 487
5036	通所型独自複数サービス実施加算 I / 4 1	480	¥ 487
5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	480	¥ 487
5017	通所型独自複数サービス実施加算 I / 2 2	運動器機能向上 及び 口腔機能向上	480 ¥ 487
5027	通所型独自複数サービス実施加算 I / 3 2	480	¥ 487
5037	通所型独自複数サービス実施加算 I / 4 2	480	¥ 487
5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3	480	¥ 487
5018	通所型独自複数サービス実施加算 I / 2 3	栄養改善 及び 口腔機能向上	480 ¥ 487
5028	通所型独自複数サービス実施加算 I / 3 3	480	¥ 487
5038	通所型独自複数サービス実施加算 I / 4 3	480	¥ 487
(2) 選択のサービス複数実施加算(II) 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)			
5009	通所型独自複数サービス実施加算 II	700	¥ 710
5019	通所型独自複数サービス実施加算 II / 2	運動器機能向上、 栄養改善及び 口腔機能向上	700 ¥ 710
5029	通所型独自複数サービス実施加算 II / 3	700	¥ 710
5039	通所型独自複数サービス実施加算 II / 4	700	¥ 710
ラ 事業所評価加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)			
5005	通所型独自サービス事業所評価加算	120	¥ 122
5015	通所型独自サービス事業所評価加算 / 2	120	¥ 122
5025	通所型独自サービス事業所評価加算 / 3	120	¥ 122
5035	通所型独自サービス事業所評価加算 / 4	120	¥ 122
ム サービス提供体制強化加算 1月につき、以下のいずれか一つのサービスコードを使用(いずれを選択しても可)			
(1) サービス提供体制強化加算(I)イ			
6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 1 1	72	¥ 73
6127	通所型独自サービス提供体制加算 I / 2 1 1	事業 対象者・ 要支援 1	72 ¥ 73
6137	通所型独自サービス提供体制加算 I / 3 1 1	72	¥ 73
6147	通所型独自サービス提供体制加算 I / 4 1 1	72	¥ 73
6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 1 2	144	¥ 146
6128	通所型独自サービス提供体制加算 I / 2 1 2	要支援 2	144 ¥ 146
6138	通所型独自サービス提供体制加算 I / 3 1 2	144	¥ 146
6148	通所型独自サービス提供体制加算 I / 4 1 2	144	¥ 146
(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ			
6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 2 1	48	¥ 49
6121	通所型独自サービス提供体制加算 I / 2 2 1	事業 対象者・ 要支援 1	48 ¥ 49
6131	通所型独自サービス提供体制加算 I / 3 2 1	48	¥ 49
6141	通所型独自サービス提供体制加算 I / 4 2 1	48	¥ 49
6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 2 2	96	¥ 98
6122	通所型独自サービス提供体制加算 I / 2 2 2	要支援 2	96 ¥ 98
6132	通所型独自サービス提供体制加算 I / 3 2 2	96	¥ 98
6142	通所型独自サービス提供体制加算 I / 4 2 2	96	¥ 98
(3) サービス提供体制強化加算(II)			
6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1	24	¥ 25
6123	通所型独自サービス提供体制加算 II / 2 1	事業 対象者・ 要支援 1	24 ¥ 25
6133	通所型独自サービス提供体制加算 II / 3 1	24	¥ 25
6143	通所型独自サービス提供体制加算 II / 4 1	24	¥ 25
6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2	48	¥ 49
6124	通所型独自サービス提供体制加算 II / 2 2	要支援 2	48 ¥ 49
6134	通所型独自サービス提供体制加算 II / 3 2	48	¥ 49
6144	通所型独自サービス提供体制加算 II / 4 2	48	¥ 49
ウ 生活機能向上連携加算			
4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 1	200	¥ 203
4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 2	運動器機能向上加算を算定している場合	100 ¥ 102
4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 / 21	200	¥ 203
4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 / 22	運動器機能向上加算を算定している場合	100 ¥ 102
4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 / 31	200	¥ 203
4023	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 / 32	運動器機能向上加算を算定している場合	100 ¥ 102
4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 / 41	200	¥ 203
4033	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 / 42	運動器機能向上加算を算定している場合	100 ¥ 102

A6 札幌市通所型サービス（独自）		1 単位単価 10.14円	
項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
㊦ 栄養スクーリング加算			
6201	通所型独自サービス栄養スクーリング加算	5	¥ 5
6211	通所型独自サービス栄養スクーリング加算/2		
6221	通所型独自サービス栄養スクーリング加算/3		
6231	通所型独自サービス栄養スクーリング加算/4		
1回につき ※6ヵ月ごとに1 回を限度とする			
ノ 介護職員処遇改善加算			
6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	59/1000加算
6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	43/1000加算
6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の	2355/1000加算
6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の	23/1000の90%加算
6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の	23/1000の80%加算
オ 介護職員等特定処遇改善加算			
6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	12/1000加算
6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	10/1000加算

※11 ウについて、所定単位はイからムまで（若年性認知症利用者受入加算を含む）による算定した単位数の合計。

※12 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※13 各種加算のサービスコードは、基本サービス費が「パターン2、3または4」の場合でも「パターン1」で請求は可能だが、事業所の請求ソフトが「パターン2、3または4」でしか請求できない場合もあるため、「パターン1」、「パターン2」、「パターン3」、「パターン4」を設定。ただし、介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

介護給付費単位数等サービスコード表
令和元年（2019年）10月施行版
2019.11. Ver. 2

令和元年（2019年）11月作成

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

〒001-0010 札幌市北区北10条西4丁目 SCビル2F
TEL 011-792-1811 FAX 011-792-5140

<http://sapporo-cmrenkyo.jp/>



※ 本資料についてのお問合せは、当会ホームページより
メールにてお願いいたします。

